

旅費関係 質疑応答集

職員福利課

平成31年4月

目 次

● 赴任旅費（１～８頁）	頁
1 公舎の明渡しを命ぜられた場合の移転料	1
2 新採用者の赴任旅費	2
3 旧勤務地に住民登録をしなかった場合の赴任旅費	2
4 県内を新幹線を利用して赴任した赴任旅費	3
5 夫婦とも職員でともに同一地域から同一地域まで移転する場合における移転料	4
6 夫婦とも職員の場合における扶養親族の移転料	4
7 夫婦で３人の子を随伴する場合の扶養親族移転料	5
8 職員とは別に扶養親族が近距離で移転した場合の移転料	5
9 別居していた配偶者の扶養親族移転料	5
10 内縁の妻に係る赴任旅費	6
11 赴任を命ぜられた日の翌日以降において扶養親族となった者の扶養親族移転料等	6
12 赴任を命ぜられた日に胎児であった子の扶養親族移転料	6
13 産後休暇中の職員に対する赴任の旅行命令	6
14 出頭旅費の調整	7
15 近距離の移転について	7
16 通勤手当との調整について	7
17 赴任旅費における県内・県外旅行の考え方	7
18 一時的に職員の実家から通勤する場合の赴任旅費・通勤手当について	7
● 通勤手当との調整（９～１６頁）	
1 調整方法	9
2 用務先が複数ある場合の調整	11
3 宿泊を伴う旅行の調整	12
4 通勤手当と異なるバス会社を利用した場合	12
5 １日に２回旅行命令が行われた場合	13
6 旅行の交通手段が複数ある場合	13
7 共通回数券の利用について	13
8 フリー乗車券適用区間の旅行	14
9 特急料金の調整	14
10 回数券等の種類	14
11 定期券を利用しなかった場合	14
12 通勤手当が支給されていない場合	15
13 通勤手当の認定状況と異なる交通手段での出張	15
14 月の途中で通勤方法に変更があった場合（もともと通勤手当が支給されていた場合）	15
15 月の途中で採用された場合等	16
16 県内旅行でタクシーを利用した場合	16
17 長期出張の場合	16
18 旅行命令簿の作成	16
● 旅費不支給地域（１７頁）	
1 旅費不支給地域の定め方	17
2 旅費不支給地域への旅行	17
3 同一日において旅費不支給地域と旅費支給地域へ出張した場合～その１	17
4 同一日において旅費不支給地域と旅費支給地域へ出張した場合～その２	17

●払戻手数料（18～21頁）

1	旅行命令取消しの場合の払戻手数料	18
2	急行券等の料金払戻手数料	18
3	切符等の料金払戻手数料	18
4	旅行命令の順路と異なる特急券等の料金払戻手数料	19
5	航空券の払戻手数料	19
6	JR宿泊パック利用のキャンセル料	20
7	航空機宿泊パック旅行のキャンセル料の取扱い	20
8	早割航空券のキャンセル料	20
9	航空機宿泊パック利用を命じられた場合のキャンセル料	21

●宿泊料（22～26頁）

1	宿泊先を指定された場合の宿泊料	22
2	宿泊料の区分の根拠	22
3	用務地以外の地へ宿泊地を指定することの可否	22
4	親族や友人宅に宿泊した場合	23
5	食事代の実費額が食卓料を上回る場合	23
6	コテージ等に宿泊した場合	23
7	キャンプにおける宿泊料の調整	23
8	キャンプにおける必要経費について（教育事務所へ回答）	23
9	教員研修センター（つくば市）に係る宿泊料の調整について	25
10	青森県自治研修所に宿泊できない場合の宿泊料等について	25
11	長期研修のためのレオパレス利用時の宿泊料について	26

●旅行命令（27～32頁）

1	航空機利用の命令	27
2	旅行命令の期間以外の日に移動した場合の取扱い	28
3	急行列車利用時の旅行命令	28
4	寝台列車利用の旅行	29
5	自己都合による寝台列車利用	29
6	出張中に病気になった場合（県立学校へ回答）	29
7	北陸へ旅行する場合について	30
8	自宅経由の旅行命令の可否と通勤手当調整	30
9	出張期間中に一時休暇を取得した場合の精算	31

●旅行命令簿（33頁）

1	旅行命令簿の記入方法	33
---	------------	----

●旅行雑費（34～35頁）

1	一の旅行において県内旅行と県外旅行をした場合	34
2	公用車使用による旅行で宿泊した場合	34
3	昼食が提供される場合	34
4	通勤手当との調整がある場合	34
5	1日に2回以上の旅行があった場合	34
6	県内・県外旅行の考え方	35
7	バス利用時の場合の距離の測定	35
8	学校評議員等の旅行雑費について	35

●外国旅行（36～37頁）

1 海外旅行における航空機内の宿泊	36
2 旅行代理店への渡航手続き料の支出	36
3 外国旅行における任意の予防注射料の取扱いについて	36

●旅費計算（38～42頁）

1 通常の経路の考え方	38
2 最も経済的な通常の経路及び方法～その1	38
3 最も経済的な通常の経路及び方法～その2	38
4 最も経済的な通常の経路及び方法～その3	39
5 経路指定の旅行命令に係る旅費の計算	39
6 他の官公署の職員に旅行依頼する場合の旅費計算	39
7 市町村職員に旅行依頼した場合の旅費の調整	39
8 他の機関からの派遣依頼と公務出張が連続する場合	40
9 特急料金の支給要件	40
10 特急料金の支給及び通勤手当との調整	41
11 私事都合によるタクシー利用の旅費計算	41

●車賃（43～44頁）

1 他の地方公共団体の自動車を使用した場合の旅費	43
2 ロープウェー利用料金の取扱い	43
3 実走行距離の申告～その1	43
4 実走行距離の申告～その2	43
5 実走行距離の申告～その3	44
6 バス運賃の実費及び実走行距離の確認	44
7 走行距離を測り忘れた場合	44
8 実走行距離の端数処理	44
9 近距離のバス利用について	44

●生徒引率（45～47頁）

1 旅行雑費について	45
2 借り上げバスの距離の測定について	45
3 請求手続きについて（職員の実費額を算出する計算書）	45
4 修学旅行等生徒引率の場合の宿泊地について	46
5 児童生徒引率の場合の急行料金の支給について	46
6 児童生徒引率の場合の宿泊料等	46
7 児童生徒引率の場合の一日フリー乗車券	46
8 障害者引率割引	47
9 児童生徒引率の場合の高体連料金による宿泊料減額調整	47

●フリー乗車券（48～49頁）

1 フリー乗車券の旅費	49
2 北海道新幹線と首都圏週末フリー乗車券	49

●その他（50～52頁）

1 旅費条例に規定する「職員以外の者」の範囲	50
2 船賃の階級の決定	50
3 旅費請求権の時効	50
4 航空賃の精算手続きについて（半券の紛失）	50

5	航空賃に含める付加料金について	5 1
6	県職員以外の者にかかる旅費について	5 1
7	県職員以外の者の旅費計算方法について	5 1
8	研修会等に出席するため、参加者でバスを借り上げた場合	5 1
9	バス借り上げに係る分担金と旅費の調整	5 2
10	公用車、私用自動車同乗、私用自動車の区別	5 2

●参考（53～54頁）

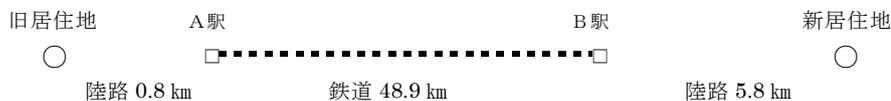
1	宿泊料	5 3
2	旅行命令と旅費精算	5 3
3	旅費計算	5 3
4	生徒引率	5 4

●別添（55頁）

【赴任旅費】

- 赴任に係る鉄道賃、船賃、航空賃、車賃及び旅行雑費（いわゆる出頭旅費）の計算
異動に伴って赴任期間内（発令日から7日以内）に移転した場合、旧居住地から新居住地までの旅費を支給します。
この場合において、原則として鉄道利用を通常の経路とし、新旧居住地から駅までの区間については、赴任の旅行実態を考慮し、陸路（鉄道を除く。以下同じ。）の路程に応じた定額の車賃を支給します。（バス運賃による支給は行わない。）
なお、県内旅行の場合、赴任に係る旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法として新幹線を含まない経路による路程に応じ支給しますが、新幹線の利用区間が100km以上となる場合にはその利用を認めることとし、新幹線を利用した路程に応じて旅費を支給することになります。
また、職員等の旅費に関する条例の運用について（平成22年4月23日付け青教職第75号）条例第7条関係第1項第5号イに該当する場合は、航空機の利用が認められます。
- 移転料（発令日の翌日から6月以内の移転）及び扶養親族移転料（発令日の翌日から1年以内の移転）の計算
＜移転料＞
旧居住地から新居住地までの路程に応じた移転料を支給します。なお、扶養親族の移転が伴わない場合は、1/2の額の移転料を支給します。
ただし、路程8km未満の場合は公舎の入退去命令がある場合に限り、路程150km未満の移転料定額の1/3の額を支給します。
＜扶養親族移転料＞
旧居住地から新居住地までの路程に応じて旅費（交通費、旅行雑費、宿泊料、着後手当）を計算します。（年齢に応じた割合の額を支給します。）
この場合において、1と同じく原則として鉄道利用を通常の経路とし、新旧居住地から駅までの区間については、陸路の路程に応じた定額の車賃を支給するものとします。
ただし、路程8km未満の場合は支給しません。
- 着後手当（発令年月日の翌日から6月以内の移転）の計算
異動に伴い移転した場合に、宿泊料の2夜分に相当する額を支給します。
ただし、路程8km未満の場合は支給しません。

《参考》路程の計算



移転料の路程は、0.8 km + 48.9 km + 5.8 km = 55.5 km

扶養親族移転料の交通費算定基礎は、鉄道賃 + 150円 (0.8 km + 5.8 km = 6.6 km 6 km × 25円/km)

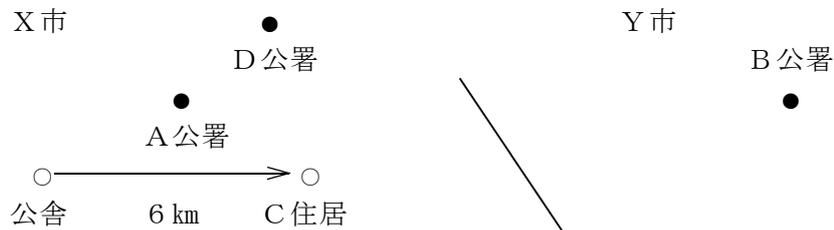
1 公舎の明渡しを命ぜられた場合の移転料

（参考）財務関係問答集 567

【問】赴任に伴う移転料について、次の事例の場合の取扱いについてお知らせください。

- 人事異動により、青森県公舎条例に定める公舎に入居していた職員がA公署からB公署へ転勤を命ぜられたため、青森県公舎入居者選考要領の規定（「在勤地以外の勤務場所に転勤した場合は、発令の日から10日以内に退居しなければならない」）にしたがって公舎を退居し、住居をCに移転した場合

- (2) A公署が所掌する公舎（青森県公舎条例に定める公舎）に入居していた職員がA公署からD公署へ転勤を命ぜられたため、入居条件にしたがって公舎を退居し、住居をCに移転した場合



【答】(1)について

旅費条例第25条第1項第2号に規定する公舎の明渡しのための移転に該当するので、移転料定額の3分の1に相当する額の移転料を支給することになります。

(2)について

入居条件にしたがった退去であれば、旅費条例第25条第1項第2号の規定により、(1)と同様の額の移転料を支給することになります。

補足 現行の条例第25条は改正され、公舎の入退去命令による移転で、移転料が支給されるのは、近距離旅行（新旧勤務公署が直線2km以内）の場合です。

※ 平成29年度以降の旅行については、「職員等の旅費に関する条例の運用」の一部改正により、赴任を命ぜられた場合で、公舎の入退去命令があり、新旧勤務公署が直線2kmを超え路程8km未満の旅行をした場合、協議を経ることなく、移転料が支給されるようになりました。

2 新採用者の赴任旅費

財務関係問答集 562

【問】新採用者の赴任旅費について、採用の発令前であっても内示以降に住所又は居所を移転した場合は、当該移転を採用に伴うものとして、赴任旅費を支給してよいでしょうか。

また、支給できる場合において、「内示」とは具体的にどの時点を指すのか教えてください。

【答】前段について

支給できます。

新採用者に係る赴任旅費については、旅費条例第2条第1項第4号において「新たに採用された職員が、その採用に伴う移転のため住所若しくは居所から勤務公署に旅行し、～略～」と規定していますが、採用の発令前であっても内示以降に住所若しくは居所を移転したものについては、当該移転を採用に伴うものとして取扱いすることとしています。

後段について

新採用者については、人事当局より採用決定通知書が送付されており、それによって勤務先が明示されることから、「内示」とは、この採用決定通知書のことをいい、当該通知の発信日以降に住所又は居所を移転した場合は採用に伴う移転として取扱いされます。

なお、当該通知の発信日は、その年度によって異なりますので確認の上事務を行ってください。

3 旧勤務地に住民登録をしなかった場合の赴任旅費

(参考) 財務関係問答集 563

【問】岩手県立宮古高等学校に勤務し、住民登録は盛岡市、居所を宮古市にしていた職員が青森県立百石高等学校に勤務することになった場合の赴任旅費の計算は、次のいずれによるのでしょうか。

なお、職員の新居所は八戸市であり、同市に住民登録をした。

ア 宮古市から八戸市間を対象とする。

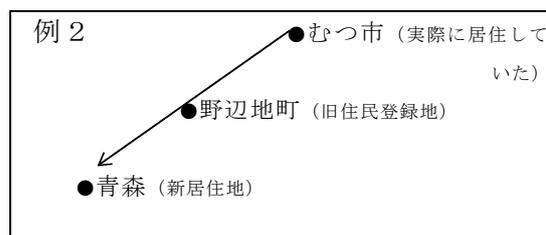
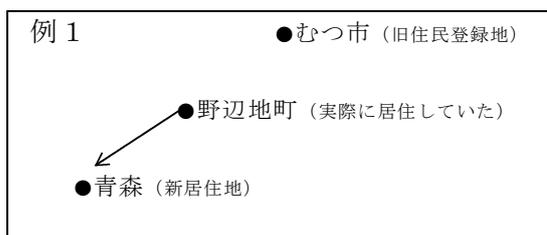
イ 盛岡市から八戸市間を対象とする。

【答】イによることとなりますが、宮古市に居住していたこと及び移転月日について明確な証明が得られれば、アによることも差し支えありません。

※住民登録地と実際居住していた住所地とが異なる場合の確認書類

- ・アパート又は公舎等の退去日が分かる証明書（契約書の写し等）
（内示日以降の転居であることを確認）
- ・光熱費等の検針票（そこで生活していたことが分かるもの）
- ・運送業者の発行する引っ越し時の領収書等、複数の書類で確認すること。

(注)



例 1 のように、実際に居住していた住所地が住民登録していた住所地より新居住地に近いときは、旅費を支給する上では特に差し支えないと考えられるが、例 2 のように、実際に居住していた住所地が住民登録していた住所地よりも遠く、住民登録地からの旅費に比べて多く支出する場合は、その実態の分かる書類を十分確認し、慎重に取り扱うこと。

4 県内を新幹線を利用して赴任した赴任旅費

【問】平成 28 年 3 月 26 日に北海道新幹線（新青森～新函館北斗）が開業となったが、下記の事例（「青森県内」～「青森県内」）の場合、赴任旅費の出頭旅費の支給基準はこれまでどおり新幹線を含まない経路を通常の経路として①のとおり支給してよろしいか。

また、仮に公務上の必要から新幹線に乗車した場合でも、移転料の積算は新幹線を利用しない路程で積算してよろしいか。

(事例)

旧住居の最寄駅 津軽二股駅（奥津軽いまべつ駅）

新住居の最寄駅 八戸駅

① 津軽二股駅～八戸駅（津軽線 46.6km・青い森鉄道利用 96.0km）

支給額 3,250円（JR 運賃 970円＋青い森鉄道運賃 2,280円）

② 奥津軽いまべつ駅～八戸駅（新幹線利用 120.3km）

支給額 6,210円（JR 運賃 2,340円＋新幹線指定席特急料金 3,870円）

（繁忙期）

この場合、本人及び扶養親族の移転料は新幹線による経路で積算してよろしいか。

【答】② 奥津軽いまべつ駅～八戸駅（新幹線利用）の路程に基づき算定することとなります。

県内旅行の場合、赴任に係る旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法として新幹線を含まない経路による路程に応じ支給しているところですが、今回、北海道新幹線が開業されたことに伴い、県内の赴任であっても新幹線の利用区間が 100km 以上となる場合には、その利用を認めることとし、新幹線を利用した路程に応じて旅費を支給します。

5 夫婦とも職員で共に同一地域から同一地域まで移転する場合における移転料(参考)財務関係問答集 568

【問】弘前市に居住し、同市内の公署に勤務する職員A及びA'（Aの妻）が、共に青森市内の公署に転任を命ぜられ、同市に共に移転した場合の移転料については、職員のそれぞれに定額をそのまま支給すると2家族分の移転料を支給する結果となり、不当に実費を超えた旅費となるので、調整すべきではないでしょうか。

【答】赴任旅費において、夫婦とも職員で、共に同一地域（旧居住地）から同一地域（新居住地）まで移転する場合における移転料については、次のように調整してください。

1 職員A、A'の両方に扶養親族がある場合

職員A $1/2 \times T + 1/2 \times T$

職員A' $1/2 \times T' + 1/2 \times T'$

計 $T + T'$

2 職員Aのみに扶養親族がある場合

職員A $1/2 \times T + T$

職員A' $1/2 \times T'$

計 $1/2 \times (T + T') + T$

3 職員A、A'の両方とも扶養親族がない場合

職員A T

職員A' T'

計 $T + T'$

* T、T'は当該職員についての扶養親族の移転を伴わない場合における移転料の額、すなわち、旅費条例別表第2の定額の半分の額であります。（夫婦共に旧居住地から新居住地までの移転となるため、 $T = T'$ となります。）

【扶養親族移転料】

「扶養親族移転料」は、赴任に伴って扶養親族を移転するのに要する費用に充てるために支給される旅費です。これの支給対象となるのは、赴任を命ぜられた日において、扶養親族であることを要件としますが、必ずしも扶養手当を受けている者とは限らないものです。

6 夫婦とも職員の場合における扶養親族の移転料

財務関係問答集 569

【問】共稼ぎで、22歳未満の子があり、その扶養手当は夫に支給されている場合、扶養親族の移転料は、下記の事例のときはどのようになるでしょうか。

(1) 妻は子と一緒に赴任し、また、夫は異動がないので赴任しない場合

(2) 夫は単身で赴任し、また、翌年妻が転任を命じられて子と一緒に赴任した場合

【答】(1)について

子の生計を主として維持しているのは、設問の場合、扶養手当の支給を受けている夫であるので、妻は当人の扶養親族でない子を随伴して赴任しても子に係る移転料は支給されません。

(2)について

子が夫の扶養親族であり、子の移転があくまでも夫の赴任に伴うものであると認められる場合で、かつ、その時期が夫が転任を命ぜられた日の翌日から「1年以内」の移転であれば、旅費条例第21条第1項第3号の規定により子に係る移転料を支給することができます。

【問】6歳未満の者を3人以上随伴する場合の鉄道賃については、旅費条例第23条第1項に規定してあるが、夫婦で3人の子を随伴する場合は、支給の対象とならないとされています。この理由を具体的にお知らせください。

【答】旅費の本質は、実費弁償であり、旅費条例第23条の規定の趣旨も実費弁償を建前としたものと解されます。

ところで、JR各社で定める旅客営業規則によれば、大人1人が随伴する6歳未満の幼児については、そのうち2人までは無料、3人目以降については各々小児料金（大人の料金の半額）によるとされています。

したがって、夫婦で随伴する6歳未満の幼児については、夫婦各々につき2名、夫婦合わせて4名まで無料ということになります。

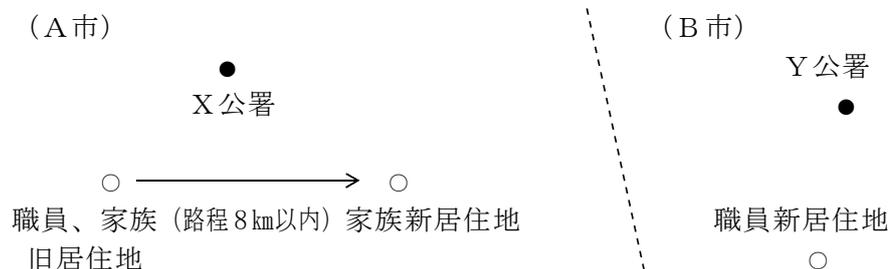
設問の取扱いも、このような事情を考慮したものです。

8 職員とは別に扶養親族が近距離で移転した場合の移転料

【問】青森県公舎条例に定める公舎（A市所在）に入居していたX公署勤務の職員が、人事異動によりY公署（B市所在）に配置替となりました。

これに伴い、職員は公舎条例に基づき公舎を退去し、B市に住居を移転したが、職員の扶養親族は家庭の都合により公舎からA市の借家（旧居住地より8km以内）に移転しました。

この場合、移転料の支給はどうなるのでしょうか。



【答】移転料は職員に支給するものであり、その構成は、職員分が2分の1、扶養親族分2分の1となっています。設問の場合、職員分については、路程に応じた定額の2分の1、扶養親族分については、旅費条例第25条第1項第2号に規定する公舎の明渡しのための移転に該当するため、条例別表第2の路程150km未満の場合の移転料定額の3分の1に相当する額の2分の1の額となります。

補足 「1 公舎の明渡しを命ぜられた場合の移転料」参照。（平成29年度から「職員等の旅費に関する条例の運用」の一部改正により、個別協議は不要となった。）

9 別居していた配偶者の扶養親族移転料

（参考）経理事務関係職員実務研修（出納局）

【問】職員A（旧居住地：つがる市）が4月1日の異動発令により、4月1日に新勤務公署が所在する中泊町に住居を移転しました。その際に、別居して東京の民間会社に勤務していた妻が、会社を3月31日に退職し、4月1日に夫と共に中泊町に転入しました。この場合、妻の移転料を支給することができるのでしょうか。

【答】異動発令のときに、妻は扶養親族としての要件を備えており、実際に住居を移転していますので、夫の旧居住地から新居住地までの移転料を支給して差し支えありません。

補足 移転料の額は、
(職員の路程に応じた定額の1/2) + (妻の路程に応じた定額(職員の定額が上限)の1/2)
また、扶養親族移転料の額は、妻の旧居住地(東京)からの路程により計算することになります。

1 0 内縁の妻に係る赴任旅費

財務関係問答集 570

【問】 職員が結婚し、入籍の手続をしないままに配偶者を随伴して赴任し、赴任先で入籍した場合、扶養親族の認定申請前に当該配偶者の赴任旅費を請求して差し支えないでしょうか。
また、当該配偶者が雇用保険を受給している場合はどのような取扱いになるのでしょうか。

【答】 職員が事実上結婚し内縁関係にある配偶者を随伴して赴任した場合であっても、旅費条例上は扶養親族として旅費を支給して差し支えないものです。また、旅費の請求と扶養親族の認定申請とは直接関係ないものですが、この場合であれば内縁関係を証明する書類を添付するのが適当です。
しかしながら、当該配偶者が雇用保険の支給を受けている場合には、職員が赴任を命ぜられた日現在において扶養手当上の扶養親族に係る所得要件を満たしていなければ旅費の支給はできないものです。

1 1 赴任を命ぜられた日の翌日以後において扶養親族となった者の扶養親族移転料等

財務関係問答集 571

【問】 赴任を命ぜられた日の翌日以後において扶養親族となった者は、移転料及び扶養親族移転料という扶養親族に該当するのでしょうか。

【答】 扶養親族移転料に関しては、旅費条例第23条第1項第1号において「赴任を命ぜられた日における扶養親族」と規定されているところであり、設問のような者を算定の基礎に含めることはできないものです。
また、移転料についても同様に取扱ってください。

1 2 赴任を命ぜられた日に胎児であった子の扶養親族移転料

財務関係問答集 572

【問】 平成7年4月1日付けで転任を命ぜられ身重の妻を随伴して移転し、5月10日に出産した場合、子の扶養親族移転料は支給できるのでしょうか。

【答】 子の扶養親族移転料は支給することはできません。
旅費条例第23条第2項の規定は、赴任を命ぜられた日において胎児であった子を出生後移転する場合に、赴任を命ぜられた日における扶養親族とみなして適用するものです。したがって、出生前に移転する場合には、この規定の適用はありません。

1 3 産後休暇中の職員に対する赴任の旅行命令

財務関係問答集 536

【問】 平成7年5月8日まで産後休暇中の職員が赴任(同年4月1日付けの転任辞令については本人に到達済)のため、4月中に住居の移転を行いました。この場合の旅行命令の取扱いはどのようなになるのでしょうか。

【答】 赴任に当たっては、旅行命令が発せられるべきこととされています(旅費条例第4条第1項第1

号)が旅行命令もまた職務命令であり、その性格上、休暇中に発することは適当でなく、休暇終了後とすべきです。(これに伴って、本人の請求も旅行命令による日程終了後となります。)

この場合の旅行年月日は、旅行命令を発した年月日を記入してください。

1.4 出頭旅費の調整

【問】 転任を命ぜられた職員で、移転を伴わない赴任の場合には出頭旅費を支給しないのはなぜでしょうか。

【答】 移転を伴わない赴任の場合において、新勤務公署に登庁した日は通勤手当が支給されることから職員は実態上費用負担を要しないため、出頭旅費を支給しないことで減額調整することとなっています。

なお、月の中途の異動または採用の場合であっても、移転を伴わない赴任の場合は出頭旅費は支給されないこととなっています。

1.5 近距離の移転について

【問】 公舎の入居又は退去を命ぜられていない場合で、赴任を命ぜられ転居し、旧居住地から新居住地までの路程が8km未満の場合、移転料を支給できますか。

【答】 支給できません。

1.6 通勤手当との調整について

【問】 出頭旅費についても、通勤手当との調整を行う必要がありますか。

【答】 その必要はありません。

1.7 赴任旅費における県内・県外旅行の考え方

【問】 旧勤務公署、新勤務公署、新居住地が青森県内で、旧居住地が秋田県の場合、県内旅行・県外旅行のどちらとなりますか。

【答】 出発地(旧住所)、帰着地(新住所)及びすべての目的地(新勤務公署)が同一都道府県内にある旅行又はすべての目的地(新勤務公署)が勤務公署(旧勤務公署)の存する都道府県内にある旅行は県内旅行となります。よって、設問の場合は県内旅行となります。

1.8 一時的に職員の実家から通勤する場合の赴任旅費・通勤手当について

【問】 定期人事異動により、むつ市の公署に異動となったため、4月1日に新公署近くのむつ市の公舎に転居し、生活を開始しようとしたところ、ガス器具の不具合のためガスが使えないことが判明しました。修理には2～3週間かかるかもしれない、とのことだったため、修理が終了するまでの間、大間町の実家(職員の両親の家)からむつ市の新公署に通勤することとし、4月1付けで通勤届を提出しました。その後修理が終了した4月11日から、むつ市の公舎から通勤しています。

この場合、赴任旅費にかかる新居住地は大間町の実家とむつ市の公舎のいずれにすべきでしょうか。また、大間町の実家からむつ市の新公署までの通勤手当を支給すべきでしょうか。

【答】

(1) 赴任旅費（いわゆる出頭旅費（赴任期間中の移転に伴う交通費）、移転料について）

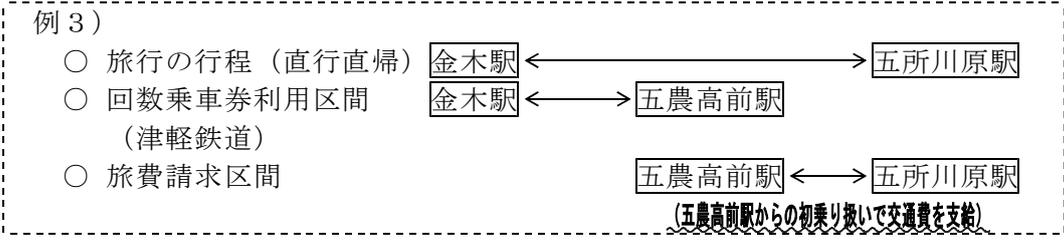
むつ市の公舎に移転後、都合により大間町の実家に一時的に滞在しているものであり、実際にも、赴任に伴い家財道具等をむつ市の公舎に移転していることから、新居住地はむつ市の公舎として支給することになります。

(2) 通勤手当

通勤手当は、交通機関に係る運賃等を負担又は交通用具を使用することを常例とする職員を支給対象とする（給与条例第10条第1項）ものであり、「常例とする職員」については、手当が最短でも月を単位として支給されていることから、原則として、職員が通勤する限り、同様の状態が1ヶ月以上継続すると見込まれる必要があると解されます。

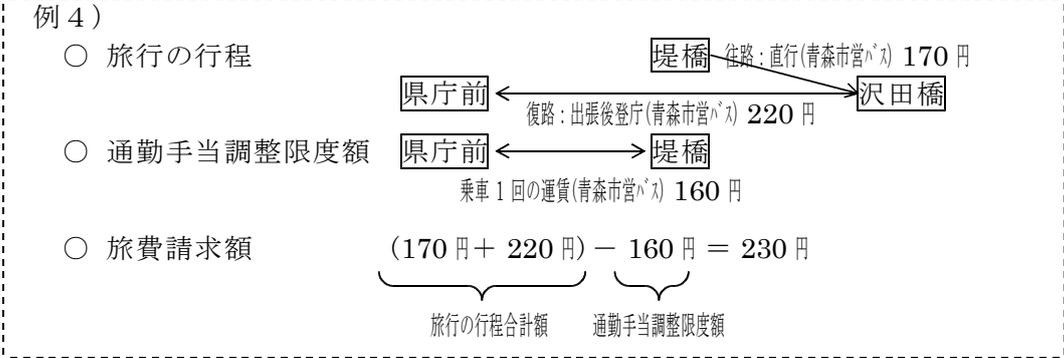
設問の場合、ガス器具の修理が終了するまでの間、一時的に大間町の実家から通勤しようとしたものであり、通勤の方法等について同様の状態が継続すると見込まれないことから、「常例とする職員」には該当せず、大間町の実家からむつ市の新公署までの通勤手当を支給することはできません。（4月分不支給）

補足 本設問のように赴任旅費の支給等について疑義がある場合は、個別に職員福利課に照会してください。



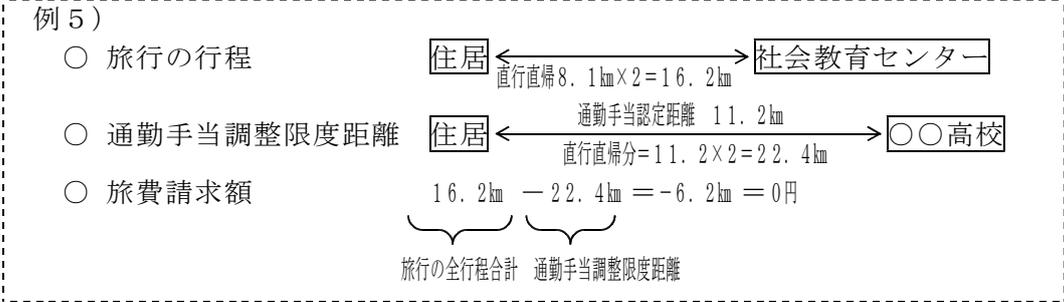
(2) 区間の定めがない回数乗車券の価額により認定されている場合

- ・ 直行又は直帰により旅行する場合で、通勤に利用するバス及び鉄道会社と出張に利用するバス及び鉄道会社が同一の場合に、通勤経路であるか否かにかかわらず、旅行区間の運賃から通勤手当認定区間の乗車 1 回に係る運賃を減じて支給します。→例 4
- ・ 週休日及び休日の旅行の場合は、調整しません。ただし、週休日の振替を行った場合及び代休日の指定を行った場合は勤務日となるため、調整を行います。なお、4 時間の勤務時間の割振り変更を行った場合は、週休日に勤務することとなる日は調整しないこととし、勤務が 1 日から 3 時間 45 分に変更となる日は調整を行います。
- ・ 減額調整は、1 日 1 往復分を限度とします。



③ 四輪自動車で通勤手当が認定されている区間について

- ・ 直行又は直帰により旅行する場合で、四輪の私用自動車を利用して旅行した路程距離から、通勤手当の認定距離分を減じます。→例 5
- ・ 週休日及び休日の旅行の場合は、調整しません。ただし、週休日の振替を行った場合及び代休日の指定を行った場合は勤務日となるため、調整を行います。なお、4 時間の勤務時間の割振り変更を行った場合は、週休日に勤務することとなる日は調整しないこととし、勤務が 1 日から 3 時間 45 分に変更となる日は調整を行います。
- ・ 減額調整は、1 日 1 往復分を限度とします。
- ・ 片道 80 km (通勤手当の最高支給距離) を上限として調整します。
- ・ 二輪車利用による調整は行いません。



〈参考〉

項 目		定期券	回数乗車券		私用自動車
			区間の定めあり	区間の定めなし	
旅行 形態	勤務公署発着	調整する	調整しない	調整しない	調整しない
	直行	調整する	片道分を調整	片道分を調整	片道分を調整
	直帰	調整する	片道分を調整	片道分を調整	片道分を調整
	直行直帰	調整する	往復分を調整	往復分を調整	往復分を調整
週休日		調整する	調整しない (週休日の振替を行う場合は調整する)	調整しない (週休日の振替を行う場合は調整する)	調整しない (週休日の振替を行う場合は調整する)
休日		調整する	調整しない (代休日の指定を行う場合は調整する)	調整しない (代休日の指定を行う場合は調整する)	調整しない (代休日の指定を行う場合は調整する)
旅行経路		定期券を利用できる区間について調整する	通勤手当と交通手段及び会社が同一の場合で、通勤経路と出張経路が重複し回数乗車券の区間と一致する区間は、調整する	通勤経路か否かにかかわらず、通勤手当と交通手段及び会社が同一の場合に、調整する	通勤経路か否かにかかわらず、私用自動車使用区間について通勤手当認定距離分を調整する

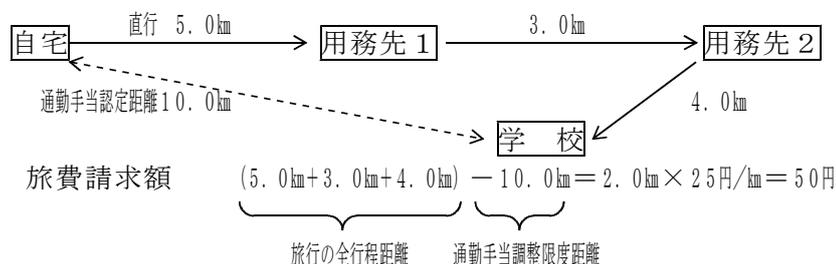
2 用務先が複数ある場合の調整

【問】 四輪自動車により通勤手当を受給している職員が、直行により複数の用務先に出張する場合、どのように調整するのでしょうか。

【答】 一の旅行において、通勤と同じ交通手段の区間については、減額調整を行います。

〈例〉

- ・旅行の形態 直行、用務終了後帰校
- ・通勤手当認定状況 四輪自動車片道 10.0 km



なお、回数乗車券（バスカードを含む。）の価額（区間の定めがない回数乗車券）により、通勤手当が認定されている場合も同様の調整方法となります。

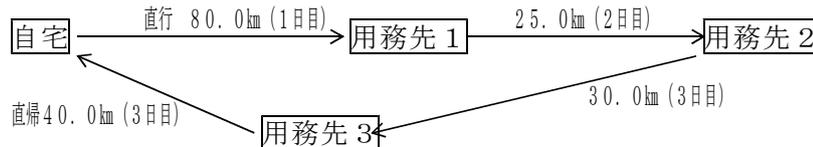
3 宿泊を伴う旅行の調整

【問】 宿泊を伴う旅行と即日旅行の場合とで、通勤手当との調整方法は異なるのでしょうか。

【答】 宿泊を伴う旅行の場合は、旅行出発日の旅行行程距離から片道の通勤手当調整距離を、また、旅行帰着日の旅行行程距離から片道の通勤手当調整距離を減額調整することとなります。

〈例〉

- ・ 旅行の形態 直行直帰
- ・ 通勤手当認定状況 四輪自動車片道 10.0 km



旅費請求額	1日目	$80.0\text{ km} - 10.0\text{ km} = 70.0\text{ km}$ (調整の結果、マイナスとなる場合は、0 km)
(車賃)	2日目	25.0 km (通勤手当との調整不要)
	3日目	$(30.0\text{ km} + 40.0\text{ km}) - 10.0\text{ km} = 60.0\text{ km}$ (調整の結果、マイナスとなる場合は、0 km)
	計	$155.0\text{ km} \times 25\text{円/km} = 3,875\text{円}$

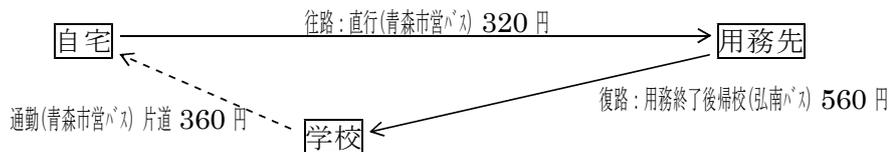
4 通勤手当と異なるバス会社を利用した場合

【問】 回数乗車券の価額（区間の定めがない回数乗車券）により通勤手当が認定されている職員が、直行の旅行命令を受け、往路だけを通勤手当で認定されているバス会社と同じバス会社を利用した場合、調整は必要でしょうか。

【答】 一の旅行において、通勤手当と同じバス会社を利用している場合は調整が必要です。

〈例〉

- ・ 旅行の形態：直行、用務終了後帰校
- ・ 通勤手当認定状況：バスカード（青森市営バス） 片道 360円



通勤手当調整額	$320\text{円} - 360\text{円} = \Delta 40\text{円} = 0\text{円}$ (青森市営バス分のみ調整)
旅費請求額	560円 (弘南バス分のみ請求)

5 1日に2回旅行命令が行われた場合

【問】 1日に2回の旅行命令が以下のように行われた場合、どのように調整するのでしょうか。
〈例〉

通勤手当認定状況：バスカード（青森市営バス）片道400円

○1回目の旅行命令

旅行の形態：直行、用務終了後帰校

旅行の行程：自宅～用務先1～学校、青森市営バス 500円

○2回目の旅行命令

旅行の形態：登校後出張、直帰

旅行の行程：学校～用務先2～自宅、青森市営バス 350円

【答】 通勤手当との調整は、旅行命令ごとに行うことから、以下のとおりとなります。

○1回目の旅行命令

旅費請求額 500円－400円＝100円

○2回目の旅行命令

旅費請求額 350円－400円＝△50円＝0円

※1回目と2回目の旅費請求額は、相殺しません。

なお、この取扱いは私用自動車が出張した場合も同様ですが、定期券利用区間を出張する場合においては、直行直帰にかかわらず、それぞれの旅行において調整が必要です。

ただし、1日に調整できる通勤手当は、定期券利用の場合を除いて、往復1回分を限度とするため、調整限度額を超えないよう注意する必要があります。

6 旅行の交通手段が複数ある場合

【問】 自宅から駅まで私用自動車が出張し、駅から鉄道を利用して用務地に出張する場合、どのように調整するのでしょうか。

〈例〉

・旅行の形態 直行直帰

・通勤手当認定状況 四輪自動車片道10.0km



【答】 通勤手当の認定状況と同じ交通手段の行程部分について調整することから、私用自動車を使用している自宅から駅までの区間について、調整を行います。

設問の例では、通勤手当との調整の結果、青森駅から弘前駅までの交通費のみ支給することとなります。

7 共通回数券の利用について

【問】 八戸市営バス・南部バス・十和田観光電鉄バスを利用する場合、共通回数券により、どのバスにも乗ることができますが、この場合であっても、通勤手当で認定されているバス会社のバスを利用する場合のみ調整対象となりますか。

【答】 通勤手当が回数乗車券利用により認定されている場合は、調整が必要です。

なお、八戸市営バスと南部バスの相互乗り入れ区間については、いずれかの定期券でどちらのバスに乗車することもできるため、調整が必要です。

8 フリー乗車券適用区間の旅行

【問】旅行におけるフリー乗車券適用区間に通勤定期券の利用が可能な区間が含まれている場合、調整を行うのでしょうか。

【答】フリー乗車券の適用条件をみたまかどうかを判断し、フリー乗車券が適用される区間については、通勤手当との調整は行いません。フリー乗車券の適用条件を満たさない場合には、通勤手当の定期券を利用できる区間があるかどうかを確認します。

〈例〉

通勤手当認定状況：八戸～青森（JR通勤定期券）

旅行の行程：青森（勤務公署）～東京（用務先）～青森（勤務公署）

旅費請求額：青森～東京 首都圏週末フリー乗車券 14,710円

（＋特急券に係る料金）

（フリー乗車券のため、通勤手当との調整は行いません。）

9 特急料金の調整

【問】通勤手当で認定された特急料金は、1か月当たりの2分の1相当額が支給されていますが、直行又は直帰の場合、調整する必要はありますか。

【答】特急料金については、調整する必要はありません。

10 回数券等の種類

【問】回数券等には、回数券のほか何が含まれるのでしょうか。

【答】バスカード、ワンコインバスなどが含まれます。

11 定期券を利用しなかった場合

【問】出張の際に定期券を所持し忘れたなどの理由により、定期券を利用しなかった場合においても旅費を調整するのでしょうか。

【答】実際に定期券を利用したかどうかにかかわらず、通勤手当の認定状況と同じ交通手段の区間については、調整の対象となります。

なお、通勤手当の認定では定期券となっているが、実際は回数券を利用して通勤している場合など、認定状況と異なる場合であっても、通勤手当の認定状況に基づいて調整を行うこととなります。

1.2 通勤手当が支給されていない場合

【問】通勤に利用している私有自動車で旅行しましたが、通勤距離は2 km未満のため通勤手当を受給していません。この場合は、通勤と同じ手段による旅行であっても、通勤手当との調整はできないと考えますがよろしいでしょうか。

【答】お見込みのとおりです。

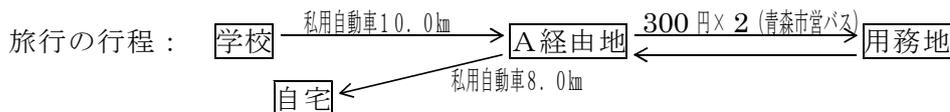
なお、徒歩又は自転車により通勤している職員が、公務上の都合により、私有自動車により登庁後出張した場合、勤務公署から旅費を計算することとなります。(自宅から勤務公署までの区間は旅費の支給対象となりません。)

1.3 通勤手当の認定状況と異なる交通手段での出張

【問】通勤手当は青森市営バスのバスカードで認定されていますが、公務上の必要から私有自動車通勤して来ました。旅行の行程では、途中まで私有自動車を利用し、途中から青森市営バスを利用し、再び私有自動車を利用して帰宅しました。この場合、通勤手当の認定状況と異なる交通手段で通勤したのですが、通勤手当と同じ交通手段である青森市営バスを利用した旅行区間の旅費は調整することとなりますか。

〈例〉

通勤手当認定状況：バスカード（青森市営バス）片道400円



【答】公務旅行のため、その日だけ私有自動車通勤し、直行又は直帰による旅行の場合、現在認定されている通勤手当と同じ交通手段の旅行区間について調整を行います。勤務公署発着の場合は、調整しません。

〈設問の答〉

通勤手当との調整	600円-400円=200円
私有自動車利用区間	(10.0km+8.0km)×25円/km=450円
計	650円

1.4 月の途中で通勤方法に変更があった場合（もともと通勤手当が支給されていた場合）

【問】月の途中で通勤方法に変更があった場合、翌月から通勤手当額が変更となりますが、旅費はいつの時点をもととして調整することとなりますか。

【答】月の途中で通勤方法に変更があった場合は、翌月から通勤手当額が改定されることから、変更前の通勤方法により調整することとなります。

なお、通勤届の提出が遅れ、遡って通勤手当が減額改定された場合、旅費の再精算が必要となります。

1.5 月の途中で採用された場合等

【問】月の途中で採用された場合や、通勤手当の支給対象外であった職員が月の途中で転居等により通勤手当の支給対象となった場合、旅費はいつの時点を基準として調整することとなりますか。

【答】月の途中で採用された場合等は、その月の通勤手当は支給されないことから、通勤手当が支給されることとなる翌月分から調整を行うこととなります。

1.6 県内旅行でタクシーを利用した場合

【問】公務上の都合により、県内旅行でタクシーを利用した場合、私用自動車を利用した場合と同様に車賃の定額が支給されますが、通勤手当が四輪自動車で認定されている場合、調整が必要でしょうか。

【答】旅行手段と認定されている通勤方法が異なるため、調整は必要ありません。

1.7 長期出張の場合

【問】即日の研修出張が長期にわたるため、通勤手当が支給されない月がある場合、通勤手当との調整は必要でしょうか。
また、宿泊を伴う長期出張の場合は、どのようになりますか。

【答】いずれの場合も、その月の通勤手当が支給されていない月（月の初日から末日まで一日も通勤の実態がない場合）については調整しません。

1.8 旅行命令簿の作成

【問】通勤手当との調整の結果、旅費請求額が0円となる場合、旅行命令簿の作成を省略してよいでしょうか。

【答】旅行命令簿は、職員が公務のため旅行する場合に作成する必要があり、旅費請求額が0円であっても省略できません。

【旅費不支給地域】

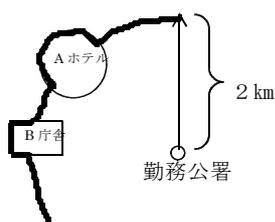
1 旅費不支給地域の定め方

【問】旅費不支給地域となっている勤務公署から2 km以内の地域とは、どのように定めるのでしょうか。

【答】勤務公署を中心とした直線で半径2 km以内の円内を旅費不支給地域とし、その境界線上にあるものについても旅費不支給地域とします。

具体的には次の例のとおりです。

【補足】原則として「建物を含む敷地の一部」が境界線上の場合は旅費不支給地域となります。



※太線内が旅費不支給地域となります。

2 旅費不支給地域への旅行

【問】公務上の必要から、直行直帰により勤務公署から半径2 km以内の地域へ出張した場合、旅費の支給対象となりますか。

【答】直行直帰であっても、勤務公署から2 km以内の地域への旅行については、宿泊を伴う旅行を除いて不支給となります。

【補足】勤務公署から2 km以内の地域への旅行について宿泊を伴う場合は、旅行雑費及び宿泊料（定額の範囲内の実費額）のみ支給し、交通費は支給されません。

3 同一日において旅費不支給地域と旅費支給地域へ出張した場合～その1

【問】公署を出発し、半径2 km以内の用務地Aに出張後、半径2 kmを超える用務地Bに出張し、帰庁した場合は、公署～用務地A間は旅費の支給対象となるのでしょうか。

【答】一の旅行としては、勤務公署から半径2 kmを超える旅行となるので、旅費の支給対象となります。

4 同一日において旅費不支給地域と旅費支給地域へ出張した場合～その2

【問】公署を出発し、半径2 km以内の用務地Aに出張後いったん帰庁し、半径2 kmを超える用務地Bに出張し、帰庁した場合は、一度目の出張である公署～用務地A間は旅費の支給対象となるのでしょうか。

【答】旅費不支給地域への旅行が完結している場合は、不支給となります。

【払戻手数料】

料金払戻手数料

切符は使用開始前で、有効期間内であれば払戻しを受けることができます。この際に差し引かれるのが「払戻手数料」です。旅行命令を受け特急券等を購入したが、旅行命令を取消された場合、この払戻手数料が旅費として支給されます。

1 旅行命令取消しの場合の払戻手数料

(参考) 経理事務関係職員実務研修(出納局)

【問】旅費の概算払を受け鉄道の切符を購入した後、業務都合により旅行命令を取り消された場合、旅費の返納は払戻手数料を差し引いた額でよいでしょうか。

【答】職員等の旅費に関する条例第3条第6項及び青森県教育委員会所管旅費取扱規程第3条に該当しますので、当該払戻手数料は、設問のとおり差し引いた上返納して差し支えないものです。

補足 県立学校の教職員について統合庶務システムにより申請して概算旅費を受領した旅行が取消となった場合は、概算旅費を全額返納し、紙の旅費請求書により払戻手数料(キャンセル料)を総務事務センターへ請求することになります。

2 急行券等の料金払戻手数料

財務関係問答集 538

【問】既に発せられた旅行命令により、概算払による旅費の支給を受け、あらかじめ急行券及び特別急行券を購入したが、会議の開催中止により旅行命令の取消しを受けました。

この場合、既に支給を受けた概算に係る旅費は返納することになりますが、当該急行券及び特別急行券の料金払戻手数料を差し引きの上返納して差し支えないでしょうか。

【答】旅費条例第3条第6項に該当しますので、当該料金払戻手数料は、設問のとおり差し引いた上返納して差し支えないものです。

ただし、払戻しの対象になる急行券及び特別急行券の料金は、あくまでも旅費条例により支給された当該料金に限られるものです。

なお、払戻しをしたことを証明する証拠書類として、当該払戻手数料に係る領収書(レシートのみ発行の場合はレシートでも可)を旅費精算書に添付することにしております。

3 切符等の料金払戻手数料

13年11月財務関係担当者研修(出納局)

【問】出発前に旅行命令を取消されたが、既に切符等を購入したり、ホテル等の宿泊施設を予約したりしている場合は、その払戻手数料を旅費として支給できるとされていますが、取消事由が公務都合と私事都合では、当該払戻手数料を旅費として支給することについて、取扱いに差異があるのでしょうか。

【答】職員等の旅費に関する条例第4条第3項の規定により旅行者の申請に基づき、旅行命令が取消された場合は、その取消事由が公務都合又は私事都合に関係なく払戻手数料を旅費として支給することができます。この場合において、旅費として支給できる額は、旅行命令により支給を受けた鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、又は宿泊料の額をそれぞれ超えない額になります。

【問】概算払により旅費の支給を受け、特急券等を購入したが、会議の延期により旅行命令が取消された。この場合における特急券等の払戻手数料について、下記事例をもとに教えてください。

(事例)

出発地—青森 用務地—東京

A 本人が購入した切符

(払戻手数料)

青森～東京	運賃	9,990円	210円
青森～上野	寝台料	6,180円	310円
青森～上野	特急料	3,090円	0円
	計		520円

B 旅行命令による切符

青森～東京	運賃	9,990円	210円
青森～盛岡	特急料	1,170円	310円
盛岡～上野	〃	5,340円	310円
	計		830円

この事例は、旅行命令の順路に従わないで切符をあらかじめ購入したケースであるが、このように実際購入した切符に係る払戻手数料が、旅費条例により支給を受けることができた額を下回った場合の本人へ支給できる旅費の額は、次のうちいずれが適当か。

なお、2又は3が適当とした場合、旅費精算書に添付する領収証書(レシートを含む。)の額と異なることになるので、その場合の取扱いも併せて教えてください。

- 1 Aの合計額の520円
- 2 Aの合計額から、旅費支給の対象とならない寝台料の払戻手数料を差し引いた210円
- 3 Bの合計額の830円

【答】払戻しの対象となる額は旅費条例で支給される額、すなわち旅行命令による計算額です。

設問の場合は、旅行命令の計算に従って購入した運賃に対する払戻手数料は支給できますが、旅費支給の対象とならない寝台料の払戻手数料及び購入していない旅費計算上の特急料の払戻手数料は支給できないものです。したがって2によることが適当です。

また、この場合精算額と領収証書(レシートを含む。)の額が異なることとなりますが、当該事例のように領収証書(レシートを含む。)により内容が確認できれば額が異なっても差し支えないものです。

補足 フリー乗車券等による命令の場合は、フリー乗車券等の払戻手数料の額が限度額となります。

【問】旅行命令を取消されたが、既に切符等を購入している場合は、その払戻手数料を旅費として支給することができるかとされていますが、自己の都合で航空機を利用することにしていた場合はどのようなになるのでしょうか。

【答】支給することはできません。

旅費として支給できるのは、旅行命令により計算される切符等の払戻手数料に限られております。したがって、航空券の払戻手数料の額が旅行命令により計算される切符等の払戻手数料の額を下回る場合であっても、航空券の払戻手数料を旅費として支給できないものです。

【問】特に利用交通機関の指定のない旅行命令で、鉄道と宿泊施設の利用がセットになった宿泊パックを申し込んでいたが、業務都合により旅行命令が取り消されました。この場合の払戻手数料はどのようにしたらよいのでしょうか。

【答】鉄道賃については、JRパック料金として支給しているものでなく定額を支給しているため、キャンセル料についても定額で購入した切符に係るキャンセル料が上限となります。

1 鉄道賃

旅費計算に用いた切符の種類（往復割引、フリー乗車券など）のキャンセル料を上限とすることになります。

2 宿泊料

宿泊パック料金から旅費計算上のJR運賃を差し引いた額を宿泊料金とみなし、その額を上限として支給することになります。ただし、実際のキャンセル料から1の額を差し引いた額を超えることはできないことに注意してください。

【事例】 旅行命令 八戸～東京 往復割引 2泊3日
 本人購入 JR宿泊パック44,000円 (JR 1泊付33,300円+1泊延泊10,700円)
 本人支払キャンセル料 13,200円 (44,000円×30%)

【キャンセル料の積算】

① JRキャンセル料 880円(往復乗車券220円+指定席特急券330円×2)

② 宿泊キャンセル料 6,270円 (3,060円+3,210円)

②-1 みなし宿泊料 3,060円 (33,300円-30,240円*八戸-東京交通費) …… (ア)

宿泊キャンセル料実費 9,110円 (33,300円×30%-880円) …… (イ)

(ア) < (イ)

②-2 延泊料金10,700円 (定額限度) …… (ア)

宿泊キャンセル料実費 3,210円 (10,700円×30%) …… (イ)

(ア) > (イ)

限度額 7,150円 (①+②) < 本人支払額 により支払額は7,150円

【問】特に利用すべき交通機関の指定のない旅行(2日1泊)を命じられ、旅費計算は通常の経路である鉄道による旅費を概算払により支給しましたが、公務都合により旅行命令が取消しとなりました。

職員は、航空機と宿泊施設がセットになったいわゆる宿泊パック旅行を申し込んでいましたが、この場合のキャンセル料を旅費として支給できるのでしょうか。

【答】旅費として支給できるのは、旅行命令により計算される切符等の払戻手数料に限られております。したがって、航空券の払戻手数料を旅費として支給できないものです。なお、宿泊料部分については、証明があれば支給は可能です。

【問】航空機利用を認められた旅行が、業務都合により取り消されました。この場合において、職員が早割の航空券を予約してあったため、通常の場合に比べ高い割合の払戻手数料を支払うこととなりました。この場合、払戻手数料を旅費として支給してよいのでしょうか。

【答】早割航空券に対する払戻手数料を、旅費として支給して差し支えありません。

9 航空機宿泊パック利用を命じられた場合のキャンセル料

【問】 12/19～12/22、用務地福岡市（往復航空機利用）が、業務の都合により12/17に取り消されました。

職員は、航空機宿泊パック（81,300円）を申し込んでいたためキャンセル料（24,390円）が生じました。

下記の事例で、職員が実際に負担したキャンセル料を支給することはできるでしょうか。

なお、本事例は、宿泊パックによる料金が宿泊パックを利用しない場合の旅費より半額以下であり、当初の旅行予定者が2名であったことから、所属長が旅費節減のためパックを利用するよう命じていたものであります。

【答】 設問の場合に、所属長が旅費節減のため事前に職員へ宿泊パックの利用を命令していたものであり、職員が自分の判断で宿泊パックを利用した場合とは異なるため、職員が実際に負担したキャンセル料（24,390円）を支給して差し支えありません。

（参考）職員が自分の判断で宿泊パックを利用した場合の計算方法により計算した場合

○ 計算上のキャンセル料

・航空機キャンセル料

往復割引の航空券キャンセル料＝1,680円

・宿泊キャンセル料

宿泊パック料金（81,300円）－旅費計算上の航空賃（134,200円）＝0円

計算上のキャンセル料＝1,680円

本人支払額（24,390円）＞計算上のキャンセル料（1,680円） よって1,680円（決定額）

補足 命令簿の備考欄等に宿泊パック利用を命令したことを記載の上、所属長の押印が必要です。

【宿泊料】

- ・「宿泊料」は、旅行中の宿泊の費用、具体的には夕食代及び朝食代、宿泊料金並びにこれらに伴う諸雑費（消費税、サービス料、入湯税等を含む。）に相当するものにあてため定額で支給される旅費です。（公務員旅費取扱の手引）
- ・宿泊先が指定され、宿泊料に食事代が含まれていない場合は、1食につき食卓料の2分の1相当額を加算した額を宿泊料実費額として支給します。（内国旅行に限り、食事代の実費は、支給しません。）
- ・野外宿泊の場合の宿泊料は、テント借り上げ料等の実費額に、食事代として、1食につき食卓料の2分の1相当額を加算して、宿泊料として支給します。

1 宿泊先を指定された場合の宿泊料

【問】 宿泊先を指定（宿泊料 7,000 円）された研修会の旅費を概算払し、夕食代として次のような領収書を添付した精算書が提出された場合、宿泊料として旅費を追給することができるでしょうか。

例 1

領 収 書

〇〇様
□□ホテル
¥××××
ただし、夕食（竹）ビール 1

例 2

領 収 書

〇〇様
幹事△△印
¥××××
ただし、懇親会費として

【答】 宿泊先を指定された場合で、宿泊料に食事代が含まれていないときは、1食につき食卓料の2分の1に相当する額を支給することとしており、夕食に要した実費額では支給しません。

2 宿泊料の区分の根拠

経理事務関係職員実務研修(出納局)

【問】 公務上の必要性により、乙地方である用務地ではなく、甲地方である地域に宿泊させたいが、甲地方に係る宿泊料を支給できるでしょうか。

【答】 宿泊料は、宿泊地の区分ではなく、用務地の区分により定額で支給するのが原則です。

3 用務地以外の地へ宿泊地を指定することの可否

13年11月財務関係担当者研修(出納局)

【問】 宿泊料は実際に宿泊した地の区分ではなく、用務地の区分により定額で支給するのが原則とされていますが、次の事例についてお伺いします。

例：岡山県岡山市へ出張（3日2泊、往復航空機利用）を命じられ、公務上の必要により旅行最終日は大阪（伊丹）空港発の航空機を利用しなければならなくなりました。

この場合、旅行最終日の宿泊地を大阪とする旅行を命令し、甲地方に係る宿泊料を支給してよろしいでしょうか。

【答】 設問の場合のように経路を指定する旅行命令があれば、当該旅行命令により旅費計算を行うこととなります。

補足 1 用務先は、経由する空港や駅とし、備考欄に経路指定の理由が必要です。自己都合の場合は、宿泊場所の区分ではなく、用務地の区分により支給することとなります。

補足2 用務地の市町村に宿泊施設がない場合
宿泊場所の区分ではなく、用務地の区分により支給することになります。

4 親族や友人宅に宿泊した場合

【問】 宿泊を伴う出張において、親族や友人宅に宿泊した場合は、宿泊料をどのように支払えばよいでしょうか。

【答】 自宅、実家等一般的に宿泊料を別に要するとは考えにくい宿泊先に宿泊した場合、宿泊数に応じて宿泊料を減じることとなっています。親戚や友人宅に宿泊した場合も一般的に宿泊料を別に要するとは考えにくいことから同様に調整することとなります。

5 食事代の実費額が食卓料を上回る場合

【問】 食事代の実費額が食卓料を上回る場合、実費額を支給できますか。

【答】 支給できません。

6 コテージ等に宿泊した場合

【問】 キャンプのような野外宿泊ではなく、コテージに児童生徒と宿泊する場合、宿泊料の実費額が少ないため調整したいが、野外宿泊と同様に調整することとなりますか。

【答】 お見込みのとおりです。

なお、公用の宿泊施設を利用し、食事だけ野外炊飯となる場合も、食事代は、1食につき食卓料の2分の1相当額となります。

7 キャンプにおける宿泊料の調整

【問】 キャンプが日程の中にある旅行命令において、宿泊料は実費相当額に減額調整することとなりますか。

【答】 お見込みのとおりです。

なお、宿泊料は、テント借り上げ料等の実費額のほか、1食につき食卓料の2分の1に相当する額を加えた額となります。

8 キャンプにおける必要経費について（教育事務所へ回答）

【問】 自然教室に生徒を引率して出張した際の宿泊料として、創作活動費（各種創作作品材料費）、体験学習費（小岩井農場体験学習費用活動）及び入場料（小岩井農場）をその他の必要経費として支出することが出来ないでしょうか。

【答】 宿泊に要する経費ではないため、認められません。

（参考）

修学旅行における寺院等の拝観料は旅費に含めないものとしています。

～宿泊料の増額・減額調整について～

「宿泊先を指定されている場合」は宿泊料を調整します。

- 1 会議等開催通知に、特定の宿泊先への宿泊を要請する文言がある場合
(例：「〇〇ホテルに宿泊してください」など)
- 2 全国規模の大会等で、主催者（主催者が委託する旅行会社等を含む。）の斡旋によらなければ宿泊施設を確保することが困難であると認められる場合
(例：全国〇〇体育大会の児童生徒引率など)
- 3 会議等が宿泊施設を兼ねる施設において開催され、かつ、当該宿泊施設に宿泊することが合理的であると認められる場合
(例：会議等が当該施設において2日間以上にわたって開催される場合、1日目に当該施設において会議等があり2日目に当該施設からバス等による団体での視察に出かける場合など)

[調整方法について]

- 1 宿泊先が指定され(※)、宿泊料金に食事代(夕食及び朝食)が含まれている場合
→ 実費額に調整(増額、減額)して支給
- 2 宿泊先が指定され(※)、宿泊料金に食事代(夕食及び朝食)が含まれていない場合
内国旅行の場合…宿泊料金に1食につき食卓料の2分の1に相当する額を加えた額に調整して支給
外国旅行の場合…宿泊料金に実費額を加えた額に調整して支給

(※「宿泊先が指定され」とは、上記「宿泊先を指定されている場合」の1～3のいずれかをみたます場合)

(例1) 高教研〇〇部会

宿泊料金 ー 1泊2食11,000円の場合

→ 実費額 11,000円に調整

(例2) 高教研△△部会

宿泊料金 ー 1泊朝食付き7,500円の場合

→ 宿泊料 7,500円に食卓料の2分の1に相当する額を加えた額(8,600円)に調整

<公用の宿泊施設等に宿泊する場合の宿泊料の調整>

公用の宿泊施設等に宿泊する場合の宿泊料は、青森県教育委員会所管旅費取扱規程第8条第1項第2号及び職員等の旅費に関する条例の運用について(平成22年4月23日付け青教職第75号)条例第31条関係第1項第8号アにより、実費額(宿泊料金に食事代(夕食及び朝食)が含まれていない場合は、宿泊料金に1食につき食卓料の2分の1に相当する額を加えた額に調整)を支給します。

なお、公用の宿泊施設等には、教育施設、研修施設の附属宿泊所、スポーツ施設又は学校の合宿所なども含まれるものです。

(例) 梵珠少年自然の家へ宿泊する場合の実費額	夕 食	400円
	朝 食	370円
	シーツ代	159円
	計(1泊)	929円

補足 公用の宿泊施設として準用する施設

「岩木青少年スポーツセンター」、「ロマントピアそうま」、「つがる地球村」、「東京セントラルユースホテル」、「シーサイド江戸川」、「アミティ舞洲」など指定管理者制度やPFIにより運営される施設

9 教員研修センター（つくば市）に係る宿泊料の調整について

【問】 公用の宿泊施設等に宿泊する場合の宿泊料の調整は、平成24年6月29日付け事務連絡「公用の宿泊施設等に宿泊する旅行の旅費の調整について」により行うこととなっており、調整については宿泊に要する経費に朝食及び夕食の料金を加えた額としています。

事務連絡の中で例示のあった教員研修センター（つくば市）については、以前は夕食が600円の種類でありましたが、現在のホームページを確認すると料金の異なる複数のメニューがあるのですが、この場合の夕食の額はどのようになりますか。

【答】

・ 公用の宿泊施設に宿泊する場合の宿泊料は、青森県教育委員会所管旅費取扱規程第8条第1項第2号及び職員等の旅費に関する条例の運用条例31条関係第1項第8号アにより、実費額に調整して支給します。

・ 宿泊料の実費額については、ホームページ等により公表されている料金を参考にして調整します。

旅費の概算請求では、教員研修センターの夕食を必要最低限の650円（定食の最低価格）として支給し、領収書等（半券）で確認できる場合はその額に精算することになります。

*券売機から領収書がでるそうです。（手書き対応も可）教員研修センター確認済

※日替わりヌードル（500円）にはしません。

（参考）

教員員研修センターの夕食金額

日替ヌードル	日替定食A	日替定食B	日替定食C
500円	650円	750円	850円

< 公用の宿泊施設等に宿泊する旅行の旅費の調整について（H24.6.29事務連絡） >

宿泊施設の料金表やホームページ等に夕食及び朝食（以下「夕食等」という。）に要する料金が明示されている場合、宿泊に要する料金に夕食等の料金を加えた額が実費額となり、原則として宿泊料を実費額に調整すること。

ただし、食堂が休業している場合又は児童生徒引率にあって野外炊飯とした場合等は、宿泊料金に夕食等に要する料金が含まれていない場合となり、宿泊料を宿泊に要する料金に1食につき食卓料の2分の1に相当する額を加えた額に調整することとなる。（旅費請求時にその旨明らかにする必要あり。）

10 青森県自治研修所に宿泊できない場合の宿泊料等について

【問】 自治研修所の基本研修を受講する職員が、常時車椅子を使用しているため、バリアフリー対応の宿泊施設を有しない青森県自治研修所に宿泊ができないことから、青森市内のバリアフリー対応の宿泊施設に宿泊（5,200円）させることとした場合に、旅費条例第31条第2項の規定による増額調整の協議は必要でしょうか。

【答】 次の理由により増額調整の協議は要しません。

青森県自治研修所の研修を受講する場合、勤務地、住居地いずれも青森市以外の受講者は、原則として自治研修所に「宿泊」とされており、自治研修所に宿泊した場合の宿泊料については、旅費条例第31条第1項及び職員等の旅費に関する条例の運用について（平成22年4月23日付け青教職第75号）条例第31条関係第1項第8号イにより支給しないこととさ

れています。

しかし、設問の場合、受講者が常時車椅子を利用しており、バリアフリー対応の宿泊施設に泊まらなければ旅行できないため、バリアフリー対応の宿泊施設を有しない自治研修所に宿泊しないものであることから、当該規定による減額調整は要しません。また、バリアフリー対応の宿泊施設の宿泊料金は5,200円であり、宿泊料定額の9,800円を超えるものではないため、旅費条例第31条第2項の規定による増額調整の協議も要しないものです。

なお、自治研修所の研修を受ける場合の旅行雑費については、旅費条例第31条第1項及び職員等の旅費に関する条例の運用について条例第31条関係第1項第8号イにより支給しないこととされており、特別な事情がない限り旅費条例第31条第2項の規定による増額調整の協議対象とはならないものです。

1.1 長期研修のためのレオパレス利用時の宿泊料について

【問】 1 部屋利用料金以外の費用について

レオパレスの部屋利用料から光熱費を分離し、月払いとするためには、「賃貸契約」（1年以上）とする必要がありますが、次の費用は旅費として支給できるでしょうか。

①契約違約金（1年未満の利用のため）

②礼金

③清掃費

④火災保険料

⑤鍵の交換費用

2 契約日について

賃料の発生は宿泊開始日からであるが、レオパレスの契約日と宿泊開始日が異なることに問題はないでしょうか。

【答】 1 部屋利用料金以外の費用について

宿泊料は旅行中の宿泊費を賄うための旅費であり、具体的には、宿泊料金、夕食代、朝食代及び宿泊に伴う諸雑費に充てるために支給される旅費です。

上記①から⑤までの費用については、宿泊施設を利用するために支払う必要があるものであり、宿泊に伴う諸雑費であることから、旅費条例第31条第1項の調整による宿泊料（実費）として支給することができます。（宿泊料金に1食につき食卓料の2分の1に相当する額を加えた額が宿泊料定額を下回る場合に限り。）

（参考）

光熱水費については、旅費として支給することは困難ですが、部屋利用料金に含まれている場合は分離する必要はありません。

2 契約日について

お見込みのとおりです。

補足 仲介手数料、保証委託料、引落事務手数料も支給可。

【旅行命令】

1 航空機利用の命令

【問】平成22年4月23日付け青教職第75号「職員等の旅費に関する条例の運用について（通知）」の条例第7条関係第1項第5号により、航空機利用が認められる場合には、必ず航空機利用を命じなくてはならないでしょうか。

【答】航空機利用を命ずるかどうかの判断は、旅行命令権者が行うこととなっています。

《参考》航空機パックについて

○復路を航空機利用の命令を受け、航空機宿泊パックを利用した場合の旅費の精算について

【問】（往）鉄道、（復）航空機利用により命令した旅行で、職員が宿泊パック（往復航空賃及び宿泊料金が1パック）を利用した場合の精算はどのようなになるのでしょうか。

【答】

次の①または②のいずれか低廉な方により航空賃、宿泊料及び鉄道賃の合計額を調整してください。

① 当該宿泊パックの料金（領収書により確認）

② 次の(a)～(c)の合計額

(a) 往路…通常の鉄道賃

(b) 復路…航空賃 = (宿泊パック料金 - 宿泊料定額 × 宿泊数) / 2

※0円未満となることもあります

(c) 定額の宿泊料

なお、いずれの場合も、旅行命令における交通手段によらず、パック商品により旅行したことを復命書に記載するとともに、航空機利用を証明する半券を添付してください。

補足 ①②の額の比較は、駅や空港までの交通費などを含めた旅費総額で行ってください。

○宿泊パック利用の旅行と食事代

【問】航空機と宿泊施設の利用がセットになった宿泊パックを利用した場合、食事代は領収書等を添付した精算書のとおり支給してもよろしいでしょうか。

宿泊パック料金 28,000円(旅客施設利用料を除く)

夕食代 5,000円

朝食代 2,000円

【答】

平成22年4月23日付け青教職第75号「職員等の旅費に関する条例の運用について（通知）」の条例第31条関係第1項第2号により、「いわゆる宿泊パックを利用した場合は、その航空賃及び宿泊料の合計額として当該宿泊パックの料金額に相当する額を支給する。」とされていますので、夕食代及び朝食代は支給できないものです。

2 旅行命令の期間以外の日に移動した場合の取扱い

【問】 航空機利用の旅行命令をできる場合については、平成22年4月23日付け青教職第75号「職員等の旅費に関する条例の運用について（通知）」の条例第7条関係第1項第5号により通知されています。

これによると、

「①航空機を利用しない場合の一日の路程が1,000kmを超える場合」や

「②旅行期間の初日又は最終日が週休日又は休日である場合」等とされています。

職員に航空機の利用を命じたところ、旅行期間の最終日が週休日（土曜日）であるため本人の自己都合により、実際には旅行期間外である日曜日に航空機を利用して旅行しました。この場合、航空機利用を命じられた要件である上記①と②では、旅費の支給はどのようになるのかお伺いします。

【答】 航空機利用については、そのいずれか一つの要件を満たしていれば利用を命ずることができるものです。

設問の場合は、旅行期間後に航空機を利用したので②の要件には該当しないこととなります。

補足 1日の路程が1,000kmを超えるために航空機利用を認められた場合において、旅行期間以外に利用した場合については、実際に航空機を利用した日の路程が1,000kmを超える場合に限り、鉄道による旅費精算を行う必要はありません。

《参考》 航空機利用の旅行命令で旅行期間後に移動した場合の取扱いについて

【問】 県外出張において、旅行期間の最終日が週休日（土曜日）であるため航空機の利用を承認したが、本人の自己都合により実際は日曜日に航空機を利用して旅行した場合の旅費の計算はどのようになるのでしょうか。

【答】 旅行期間の最終日が週休日である旅行については、平成22年4月23日付け青教職第75号「職員等の旅費に関する条例の運用について（通知）」の条例第7条関係第1項第5号により航空機の利用が認められていますが、設問においては旅行期間後である日曜日に航空機を利用しているので、航空機利用の要件に該当しないこととなり、通常の経路（JR利用）による計算となります。なお、これによる旅行期間は当初の命令による日数を超えないものです。

3 急行列車利用の旅行命令

【問】 平成22年4月23日付け青教職第75号「職員等の旅費に関する条例の運用について（通知）」の条例第14条関係第2項により急行料金が支給できる場合には、必ず当該急行料金支給に係る特急列車等の利用による旅行命令としなければならないでしょうか。

【答】 同通知条例第14条関係第2項第1号では、「旅行日数が減る場合」等に急行料金を支給できることとしていることから、一般的には、当該急行料金支給に係る特急列車等を利用する経路が最も経済的な通常の経路となるものと考えられ、それ以外の場合は第2号により旅行命令権者が必要と認めた場合に特別急行列車等の利用を命ずることとなります。

「最も経済的な通常の経路」というのは、通常の経路が2以上ある場合に、そのうち最も費用の安い経路によって旅費を計算するという意味です。

それぞれの旅行について、単に鉄道賃の金額だけを比較して、いずれが安いかを判断するのではなく、それぞれの経路によった場合の旅行日数（旅行雑費、宿泊料等の所要額）を考慮して判断することになります。

4 寝台列車利用の旅行

経理事務関係職員実務研修(出納局)

【問】「寝台列車利用命令」と「自己都合の寝台列車利用」について説明をお願いします。
また、その際の旅費の支給についても御教示ください。

【答】旅費の計算における通常の経路とは、基本的には、寝台列車利用を除く鉄道利用と考えられておりますが、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情による場合は、職員の健康管理面等を十分考慮の上、寝台列車利用を命ずることはできるものとしています。

また、自己都合により、特に利用交通機関の指定のない旅行命令（通常の経路による命令と解される。）を受け、寝台列車を利用して旅行した場合は、職員等の旅費に関する条例第31条の規定に基づき寝台列車の利用を命じられた場合の旅費額と同額に調整することになるものです。

固定宿泊施設ではないため、乙地方の宿泊料 及び 特急料金

5 自己都合による寝台列車利用

経理事務関係職員実務研修(出納局)

【問】寝台列車利用の旅行命令は原則として行わないこととされていますが、職員の自己都合により寝台列車を利用することがあらかじめ明らかな場合には、どのように旅費計算を行うのでしょうか。

【答】旅行命令時点で、寝台列車利用を命じられた場合の旅費額と同額に減額調整して差し支えありません。

なお、当該減額調整を行う場合には、旅行命令簿及び旅費請求書の備考欄にその旨記載してください。

[記載例] 自己都合の寝台列車利用に係る減額

(参考) 平成 22 年 4 月 23 日付け青教職第 75 号通知

条例第 31 条（旅費の調整）関係第 1 項第 1 号

寝台列車又は深夜長距離バスの利用を命じられ、これを利用して旅行した場合は、寝台列車にあつては運賃、急行料金及び乙地方の宿泊料を、深夜長距離バスにあつてはバス運賃及び1食につき食卓料の2分の1に相当する額を支給する。

6 出張中に病気になった場合（県立高校へ回答）

【問】全国大会に参加した職員が、4泊5日の日程のうち、3日目の用務が終了した直後、様態が悪くなり、緊急入院しました。
この場合のサービスの取扱いと旅費についてはどうなりますか。

【答】	当初命令	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目
		移動	用務	用務	用務	移動
				↓		
	変更	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目
		移動	用務	用務		
				[夕方入院]	[入院]	[入院]・・・1週間

旅費条例第5条第1項又は第2項により、旅行命令の変更を申し出ることになります。

病気等の場合は、その他やむを得ない事情にあたることから、旅行命令権者は旅行命令の変更を行うことができます。

旅費については、変更後の旅行命令により計算されることになり、3日目の用務を遂行している

ことから、下記項目について旅費を支給します。

また、服務については、4、5日目からは病気休暇を取得することになります。(又は年休)

旅費精算額

○3日目の用務を終了するまでの旅費計算

- 1日目 2日目 3日目 1週間後
移動 用務 用務 帰青
- ・往きの交通費
 - ・3日目までの旅行雑費
 - ・1、2日目の宿泊料

○帰路の旅費

退院後、帰青する時点で、旅行を命令し、帰路の旅費を支給します。(人事課より確認)

7 北陸へ旅行する場合について

【問】富山県、石川県、福井県へ旅行する場合、どのように旅行命令を行えばよいか。

【答】当該地域は、青森県内からの出発に際し、交通機関の乗り継ぎが非常に不便な場所となっているため、日本海回りの経路に限定されるものではありません。

航空機又は新幹線等の利用にあたっては、用務遂行のための最も合理的な方法及び経路により旅行命令を行って差し支えないものです。

8 自宅経由の旅行命令の可否と通勤手当調整

【問】用務先に前泊するために前日に旅行を開始する場合、勤務公署から一旦帰宅してから直行による旅行を開始する旅行命令はできるでしょうか。

旅行命令ができる場合において、旅行手段が通勤手当と同じ私用自動車又は回数券による交通機関の場合は、出発日における通勤の事実があるため、通勤手当との調整は必要ないと考えますが、よろしいでしょうか。

【答】用務先に前泊するために前日に旅行を開始する場合、勤務公署から一旦帰宅してから直行による旅行を開始させる旅行命令は適当ではないものと考えます。

照会の事例では、旅行命令権者は、なるべく旅行者が夜間に移動することがないよう配慮し、勤務公署を出発地とする旅行命令を発するのが適当と解します。

補足 勤務公署～用務先間に自宅を経由する旅費の取扱いと留意点

勤務公署を出発地とし、用務先への最も経済的な通常の経路及び方法により旅行命令を行い、旅費を支給すべきです。

- ① 自宅は用務先として認められないこと。公務旅行の途中に、自宅へ立ち寄る旅行命令はできないこと。
- ② 通勤とは、勤務開始のために自宅から勤務場所へ向かうこと、勤務終了により勤務場所から自宅へ向かうことであり、勤務途中に勤務公署から自宅へ向かうことは通勤ではないこと。
- ③ 旅費計算上直行又は直帰の取扱いをした場合、勤務公署への出勤後の旅行であるため、定期券以外は旅費に充当できる通勤手当は発生しないため、勤務公署～自宅間の調整ができず、全行程の旅費を支払わなければならないことにより、旅費計算上のことであっても直行・直帰の取扱いは妥当ではないこと。
- ④ 自宅経由で利用した交通機関による経路が、勤務公署からの通常の経路方法として認められ

ており、かつ勤務公署から乗車する駅等までの途中に自宅がある場合は、全行程について旅費を支給してよい。

- ⑤ 行程上、私用自動車と公共交通機関との乗継場所は、勤務公署～用務地の後戻りしない経路途上の駅又はバス停となること。
- ⑥ 旅行実態が後戻りとなる場合や、通常の経路及び方法によるバスを使用していない場合は、通常の経路による定額の車賃を支給すること。
- ⑦ 私用自動車使用承認の経路は、自宅までの経路を除いた区間であること。

(事例1) 後戻りあるいは迂回した場合の旅費計算例

旅行命令：勤務公署(〇〇高校) → 青森駅(市営バス利用)

旅行実態：〇〇高校 → 戸山(自宅) → 青森駅
(私用自動車使用) (市営バス利用)

旅費計算：〇〇高校～青森駅間の定額の車賃
(市営バスを利用しているが命令の経路と重複する区間がないため)

(事例2) 経路途上に自宅がある場合の旅費計算例

旅行命令：勤務公署(〇〇高校) → 青森駅(市営バス利用)

旅行実態：〇〇高校 → 南旭町(自宅) → 青森駅
(市営バス利用) (市営バス利用)

旅費計算：〇〇高校～青森駅間の市営バスの運賃(直行の運賃)
(市営バスを利用し旅行命令の経路と一致しているため)

(事例3) 経路途中で自宅があり旅行命令と異なる交通手段を使用した場合の旅費計算例

旅行命令：勤務公署(〇〇高校) → 青森駅(市営バス利用)

旅行実態：〇〇高校 → 南旭町(自宅) → 青森駅
(私用自動車利用) (市営バス利用)

旅費計算：〇〇高校～南旭町停留所間の定額の車賃と南旭町～青森駅間の市営バスの運賃(市営バスを利用し旅行命令の経路と一致しているが、私用自動車利用の区間は定額の車賃となります)

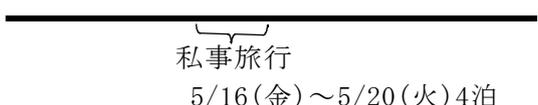
9 出張期間中に一時休暇を取得した場合の精算

【問】研修先に長期滞在をしている途中で、休暇を取得し私事旅行を行った場合は、どのように精算することとなるでしょうか。

①研修期間途中に服忌休暇を取得し、一時私事旅行を行った場合

②研修期間途中に年次休暇を申し出、一時帰宅後再び用務先へ戻った場合

※ ①②とも5/15・5/20ともに前後の研修のスケジュール上宿泊が必要であるものとする。

当初の命令 5/12  5/30 19日18泊
私事旅行
5/16(金)～5/20(火)4泊

【答】

①休暇を取得し、一時私事旅行

公務旅行を遂行していない部分の宿泊料と旅行雑費を差し引いた額を支給します。

- ・交通費 5/12の往路分、5/30の復路分を命令どおり支給(差し引きなし)
- ・宿泊費 5/12～5/15、5/20～5/29の14泊分を支給(私事による4泊分を差し引く)
- ・旅行雑費 5/12～5/16、5/20～5/30の16日分を支給(私事による3日分を差し引く)

②年次休暇を申し出、一時帰宅後再び用務先へ

所属において年次休暇を時季変更することなく承認した場合、旅行期間の命令変更を行うかどうかを決定した上で、それぞれ次の計算により精算します。

ア 命令変更を行う場合（変更後5/12～5/16、5/20～5/30）

旅行期間ごとに往復の交通費、宿泊料、旅行雑費を支給します。

イ 命令変更を行わない場合

①と同様に、公務旅行を遂行していない部分の宿泊料と旅行雑費を差し引いた額を支給します。

補足 研修先の寮等に滞在し、休暇の取得にかかわらず寮費を徴収される場合は、休暇中の宿泊料を支給します。（夕・朝食を分離できる場合は食費分は支給しません。）

【旅行命令簿】

1 旅行命令簿の記入方法

【問】旅行命令簿の出発地、経由地、帰着地はどのように記入すればいいのでしょうか。

【答】旅費を計算するために必要な情報として、鉄道利用の場合は駅名を、バス利用の場合はバス停の名前を、私用自動車利用の場合は、自宅・勤務公署・用務地等を記入することになります。

【旅行雑費】

1 一の旅行において県内旅行と県外旅行をした場合

【問】 1泊2日の旅行で、1日目が県内の用務地、2日目が県外の用務地の場合の旅行雑費はどのように計算するのでしょうか。

【答】 旅行雑費の額は、一の旅行全体で判断することとなります。
よって、事例については、県外旅行となります。

2 公用車使用による旅行で宿泊した場合

【問】 公用車による旅行で宿泊した場合は、路程のキロ数にかかわらず、旅行雑費が支給されることとなるのでしょうか。

【答】 お見込みのとおりです。

3 昼食が提供される場合

【問】 昼食が提供される場合、旅行雑費を減額調整する必要はあるのでしょうか。

【答】 国内旅行については、調整する必要がありません。
ただし、外国旅行においては、会議等で県費により昼食が提供され、当該昼食の費用を負担しない場合には、外国旅行雑費について、条例上支給されることとなる定額の2分の1の額を減じて支給することとなります。(平成23年4月23日付け青教職第75号「職員等の旅費に関する条例の運用について(通知)」の条例第31条関係第1項第9号)

4 通勤手当との調整がある場合

【問】 旅行の行程は100km以上だが、通勤手当との調整後100km未満となるときは、旅行雑費は支給されないのでしょうか。

【答】 旅行雑費の算定は、通勤手当との調整前の路程となります。そのため、交通費については、通勤手当との調整により支給されない場合でも、路程が100km以上であれば、旅行雑費のみ支給となる場合もあります。

なお、徒歩、自転車の路程は、旅行雑費の路程に含まれません。

5 1日に2回以上の旅行があった場合

【問】 同一日に2回以上旅費支給地域への旅行命令が行われた場合、旅行ごとの行程では100km未満であるが、それぞれの旅行の行程を合算することにより、100km以上になる場合、旅行雑費の支給対象となりますか。

【答】 それぞれの旅行の行程距離の合算はしないため、旅行雑費は支給されません。
なお、旅行雑費は旅費条例第20条において、一日につき県外旅行にあつては1,200円、県内旅行にあつては200円と規定されています。同一日において旅行命令が2回なされた場合は、旅行雑費が重複支給されないよう注意が必要です。

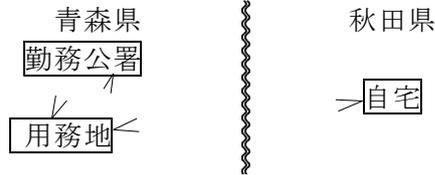
6 県内・県外旅行の考え方

【問】 県外居住者の県内・県外旅行の取扱いについて、具体的に教えてください。

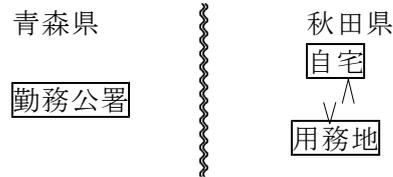
【答】 具体的には、以下の例のとおりです。

〈県内旅行〉

- ・ 県外居住者が勤務公署の存する県内の目的地に旅行する場合

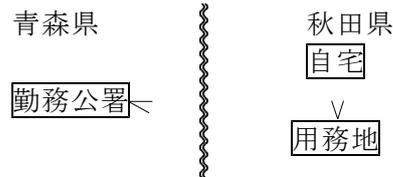


- ・ 県外居住者が居住する県の目的地に直行直帰により旅行する場合



〈県外旅行〉

- ・ 県外居住者が居住する県の目的地に旅行し、勤務公署に帰着する場合



7 バス利用の場合の距離の測定

【問】 バスを利用した場合の路程距離の測定は必要ですか。

【答】 県内旅行において、路程の総距離数が明らかに100kmを超えない場合や、バスを除く路程が100km以上の場合、バスの路程距離を測定する必要はありません。

なお、測定が必要な場合は無料地図ソフト等により計測することとなります。

8 学校評議員等の旅行雑費について

【問】 学校評議員及び特別非常勤講師も、路程100km以上の場合のみ、旅行雑費を支給するのでしょうか。

【答】 お見込みのとおりです。

【外国旅行】

1 海外旅行における航空機内の宿泊

(参考) 経理事務関係職員実務研修(出納局)

【問】 ホテル4泊、機中1泊(日付変更線を経由)の場合、旅行期間については4泊6日とするのか、国内旅行の寝台車使用と同様に5泊6日とするのか、御教示ください。

【答】 航空旅行については、着陸して宿泊した場合以外は宿泊料が支給されないこととされています(職員等の旅費に関する条例第18条第2項)ので、当該事例については4泊6日となります。

2 旅行代理店への渡航手続手数料の支出

(参考) 平成10年12月会計第27号

【問】 職員の外国旅行に当たり、旅行代理店に旅行代金の見積りを依頼したところ、旅費条例で認められている運賃等の「旅費」のほかに、渡航手続取扱料金として

- ①旅券申請書類の作成代行手数料
- ②査証申請書類の作成又は書類作成と取得代行手数料
- ③出入国記録書類作成料

が含まれていましたが、当該経費を公費により支出することは可能であるかご教示ください。

【答】 ①について

旅券の交付手数料については、旅費条例第30条の6に規定される外国旅行雑費として旅費から支出すべき経費であること、並びに現在、旅券の交付窓口は県内においては県庁及び各合同庁舎にあり、旅券申請書類は県内各地区において比較的容易に入手することができ、また旅券は旅行者本人に対して交付されるものであることから、作成代行手数料としての支出は考えられないものです。

②について

査証の交付手数料については、職員本人が取得する場合には、外国旅行雑費として第9節旅費から支出することができますが、現状では、査証の発給場所は当該大使館等に限定されており、また国によっては当該国内に保証人がいなければ発給をしない等の事情もあることから、取得代行等を旅行代理店に依頼するほうが取得に要する交通費等の経費面から見ても経済的であり、また事務手続の面からも確実であることから、旅費としてではなく手数料として第12節役務費から支出することも可能であると考えます。

③について

出入国記録書類は、本来、旅行者本人が作成すべき書類であり、また当該書類の中には税関申請書も含まれていることから、特別な事情がない限り、旅行代理店に作成を代行させるべき性格のものではないと考えます。

3 外国旅行における任意の予防注射料の取扱いについて

【問】 高校の語学研修の引率として外国旅行するため、校長の指示により風疹の予防注射を受けましたが、これにかかる費用を旅費として支給できるでしょうか。

(国家公務員の場合、旅行命令権者が必要と認める任意の予防接種については支度料で支給することとなっているが、県の現在の旅費制度に支度料はありません。)

【答】 職員の旅費に関する条例(昭和27年9月青森県条例第45号)第30条の6(外国旅行雑費)は次のとおり規定されています。

○職員の旅費に関する条例（昭和27年9月青森県条例第45号）

（外国旅行雑費）

第三十条の六 外国旅行雑費の額は、旅行先の区分に応じた別表第三の定額並びに旅行者の予防注射料、旅券の交付手数料及び査証手数料、外貨交換手数料並びに入出国税の実費額による。

設問の場合は、「予防注射料」の範囲が論点となります。

国家公務員の場合は、入国に際し必須となっている予防注射は旅行雑費として、旅行命令権者により必要性が認められる任意の予防注射は支度料として支給されます。一方、本県の旅費制度では支度料制度を廃止しているため、国家公務員と同様の取扱いをすることができませんが、旅行命令権者が必要と認めて受けさせた予防注射料については何らかの手当てをすべきものであることから、外国旅行雑費として実費額を支給することが適当と考えます。

【旅費計算】

1 通常の経路の考え方

【問】公務の都合上職員が実際に利用した経路により、旅費を計算してもよろしいでしょうか。

【答】公務の都合上実際に利用する経路が通常の経路又は合理的な経路と認められる場合は、実際の経路により旅費を計算することとなります。

〈通常の経路又は合理的な経路として認められる例〉

- ・つくばエクスプレスの利用
- ・新幹線利用後に後戻りする経路
- ・空港からのリムジンバス利用
- ・羽田空港からのモノレール利用

2 最も経済的な通常の経路及び方法～その 1

財務関係問答集 541

【問】旅費条例第 7 条に「旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。」とありますが、青森から馬門温泉まで旅行する場合に経済的な狩場沢経由か、バスの乗り換えの便を考えて野辺地経由が通常か、判断の基準をお知らせください。

【答】旅費条例第 7 条に「最も経済的な通常の経路及び方法」という言葉を検討してみますと、これは「最も経済的な通常の経路」と「最も経済的な通常の方法」の 2 つに分けて考えることができます。

まず、「最も経済的な通常の経路」とは、社会一般の者が通常利用する経路のうち、最も旅費額が少額で済む経路のことであり、また「最も経済的な通常の方法」とは旅行するに支障のない限り、通し切符、往復割引切符等を利用するというような通常考えられる旅費使用の方法を指しています。

このことから設問を考えてみますと、青森から馬門温泉へ旅行する場合、社会一般の者が通常利用する経路は野辺地経由と考えられることから、この経路により旅費を計算することになります。

3 最も経済的な通常の経路及び方法～その 2

【問】以下の例のように、後戻りした方が旅費額が低い場合は、どちらの旅費を支給することになりますか。

(例) 苫米地駅から東京に出張する場合

(後戻りしない路程)	苫米地駅～二戸駅	青い森・岩手銀河鉄道	29.4 km	820円×2
	二戸駅～東京駅	J R	601.0km	8,640円×2
		特急料		6,320円×2
			計	31,560円
(後戻りする路程)	苫米地駅～八戸駅	青い森鉄道	7.7km	260円×2
	八戸駅～東京駅	J R	631.9km	8,640円×2
		特急料		6,680円×2
			計	31,160円

【答】後戻りであっても、乗換案内ソフト等で検索される経路で、通常の経路と認められる場合は、「苫米地～八戸駅～東京駅」の経路で旅行命令を行うことから、旅行命令どおり支給します。

4 最も経済的な通常の経路及び方法～その3

【問】 鉄道を利用した方が運賃は安いですが、ダイヤの関係で路線バスを使用した場合、バス代の実費額を支給することとなりますか。また、自己都合で路線バスを利用した場合は、どうなりますか。

【答】 鉄道を利用する方が運賃が安い場合であっても、ダイヤの関係等で路線バスを利用する方が適当と認められる場合は、バス利用の旅行命令を行うことができます。旅費は旅行命令に基づいて計算されるものであり、鉄道利用の旅行命令を行ったのにもかかわらず、本人の都合で路線バスを利用した場合は、命令どおり鉄道利用で精算することとなります。

5 経路指定の旅行命令に係る旅費の計算

【問】 五所川原市から福島以遠への旅行については、通常、青森経由で東北新幹線利用の旅行命令を行うが、日光まで修学旅行の引率で秋田経由の奥羽本線を利用する場合の旅費は、どのように取り扱えばよいでしょうか。

【答】 設問の場合のように経路を指定する旅行命令であれば、当該命令による経路により旅費計算を行うこととなります。

6 他の官公署の職員に旅行依頼する場合の旅費計算

財務関係問答集 550

【問】 県職員以外の他の官公署の職員である者に旅行依頼する場合の旅費計算は、当該官公署の住所に関係なく、その者の住所地から目的地までの往復の旅費を支給して差し支えないでしょうか。

【答】 差し支えありません。

ただし、その者が勤務官公署に登庁後旅行する場合には、当該官公署が出発地となります。

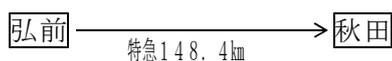
7 市町村職員に旅行依頼した場合の旅費の調整

財務関係問答集 579

【問】 公害監視、測定等のため市町村職員に対して旅行依頼をした場合、旅費条例第31条による調整が可能でしょうか。

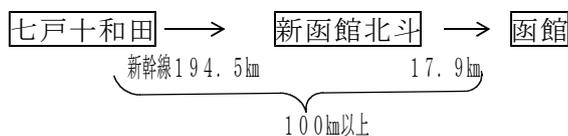
【答】 県職員以外の者に旅行を依頼した場合においても、旅費条例第31条の規定を適用し調整することも可能です。

〈例 3〉 弘前～秋田



指定席特急料を支給

〈例 4〉 七戸十和田～函館



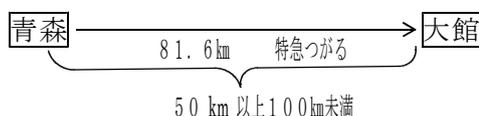
七戸十和田～新函館北斗間
指定席特急料

〈例 5〉 弘前～新函館北斗



新青森～新函館北斗間のみ
指定席特急料を支給

〈例 6〉 青森～大館



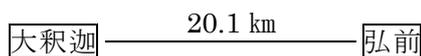
青森～大館間の自由席特急料を支給
(公務上必要と認められ、現に乗車した区間のみ支給)

1 0 特急料金の支給及び通勤手当との調整

【問】 鉄道利用の旅行をしたが、そのうち特急利用区間は50km以上となるが、通勤定期券を利用できる区間を除いた区間の特急運行区間が50km未満となります。この場合、特急料金の請求はできないのでしょうか。

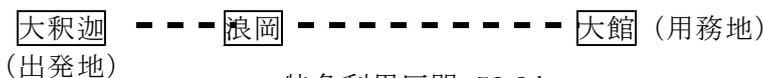
また、通勤手当との調整についても、ご教示ください。

〈例〉 ○ 通勤（JR定期券）

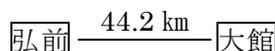


○ 旅行の行程

鉄道利用距離 64.3 km



○ 通勤利用区間を除いた特急運行区間



【答】 質問の旅行は、旅行命令の経路による距離が自由席特急料金の支給条件を満たし、かつ現に乗車しているため自由席特急料金を請求できます。

なお、運賃については、定期券と自由席特急券が併用できるため、通勤手当との調整が必要となります。

1 1 私事都合によるタクシー利用の旅費計算

【問】 鉄道とバスを乗り継ぐ旅行命令をしたが、実際は本人の都合でタクシーを使って出張した場合の旅費はどのように計算するのでしょうか。

【答】 鉄道を利用すべき区間は鉄道賃を、バスを利用すべき区間については、実費額を要していないことから路程に応じた定額の車賃（路程距離×25円/km）を支給することとなります。

【車賃】

「車賃」とは、陸路を利用して旅行した場合、その旅行に要する費用に充てるため支給する旅費です。陸路旅行とは、鉄道、水路、航空路による旅行以外の旅行をいうことから、路面電車、バス、ケーブルカー、モノレール（鉄道事業法に基づくものを除く。）等のほか私用自動車が含まれます。

1 他の地方公共団体の自動車を使用した場合の旅費

(参考) 財務関係問答集

【問】 甲公署から12kmあるA用務地まで公用車で行き、A用務地から他の地方公共団体の自動車によってB用務地(Aから35km)に行く場合の旅費はどのようになるでしょうか。
なお、復路も往路と全く同一の経路及び交通手段をとっております。

【答】 旅費条例施行規程第7条に「公用車」とは、「県有のもの又は借りたもの」と規定しており、当該事例は、これに該当することになります。

したがって、鉄道賃及び車賃は支給されないことになり、また、旅行雑費は、公用車及び他の地方公共団体の自動車による全行程を通算すると100km未満であることから、0円となります。

2 ロープウェー利用料金の取扱い

財務関係問答集 556

【問】 ロープウェーの利用料金は、旅費の車賃として支給してよいでしょうか。

【答】 支給して差し支えありません。車賃とは、陸路を利用して旅行した場合に支給する旅費で、鉄道賃、船賃及び航空賃以外の旅行に要する費用(路面電車、バス、ケーブルカー、モノレール(鉄道事業法に基づくものを除く。))等の料金が含まれます。

3 実走行距離の申告～その1

【問】 複数の職員が出発地、用務地、帰着地が同一の出張をした場合、職員により実走行距離が異なってもよいでしょうか。
また、同じ人が2日以上、出発地、用務地、帰着地が同一の出張をした場合の実走行距離についても同様でしょうか。

【答】 私用自動車を使用して出張した場合の距離は、自動車等の走行距離計を用いて算出することになるので、職員ごと又は日ごとに異なることもあります。

4 実走行距離の申告～その2

【問】 高速道路利用となっていない旅行命令にかかわらず、本人の自己都合により高速道路を利用した場合の走行距離はどのように申告するのでしょうか。

【答】 高速道路を利用した実走行距離を申告することとなります。ただし、実走行距離が高速道路を利用しなかった場合の最も経済的な通常の経路で算出した走行距離より多いときは、旅費条例第5条第3項の規定により、旅行命令に従った限度の旅行に対する旅費のみが支給されます。

5 実走行距離の申告～その3

【問】 私有自動車利用の旅行命令で宿泊を伴う場合、用務地～宿泊先間の距離は差し引いて申告することとなるのでしょうか。

【答】 旅費は、基本的に出発地から用務地までの実走行距離で計算します。
なお、昼食を摂りに走行した距離についても、その分を差し引いて申告することとなります。

6 バス運賃の実費及び実走行距離の確認

【問】 バス運賃の実費及び私有自動車の実走行距離の確認はどのように行うのでしょうか。

【答】 極端にバス運賃が高い、実走行距離が多い場合等は、総務事務センター等が職員へ再度確認することもあります。

7 走行距離を測り忘れた場合

【問】 私有自動車の走行距離を測り忘れた場合や、私有自動車の計測機器故障等により計測できなかった場合はどうすればいいのでしょうか。

【答】 原則として、旅行者本人が計測した距離を申告することとなりますので、私有自動車出張する場合は、走行距離を測り忘れないように心がけて下さい。
なお、万が一、測り忘れた場合等は地図ソフト等を利用し、計測することとなります。

8 実走行距離の端数処理

【問】 実走行距離の端数処理はどのように行うのでしょうか。

【答】 実走行距離の端数処理は、用務終了後帰着した段階で端数処理を行います。
なお、一日に旅行命令が2度なされた場合も帰着の度に端数処理を行います。

9 近距離のバス利用について

【問】 旅行の行程において、一区間だけバスを利用した場合も、実費額を支給できるか。

【答】 旅費の計算は、最も経済的な通常の経路により計算するものであるが、通常の経路とは社会一般の者が通常利用する経路をいうものです。一区間だけバスを利用することについて、旅行命令権者が適当であると判断し、旅行命令が行われた場合は、実費額を支給できます。

【生徒引率】

1 旅行雑費について

【問】生徒引率用務で、引率教員に借り上げバス代の費用負担がないバスを利用して出張した場合も、借り上げバスの行程が100km以上であれば、旅行雑費は支給されることとなりますか。

【答】お見込みのとおりです。

2 借り上げバスの距離の測定について

【問】借り上げバスを利用して旅行する場合、バスの実走行距離を把握する必要がありますか。

【答】旅行雑費の支給の有無を判断するため、バスの走行距離が100kmかどうかの判断に迷うような路程であれば、実走行距離を把握する必要があります。

なお、明らかに走行距離が100km以上の場合であっても、統合庶務システムによる旅費申請において、距離を入力して請求することが必要です。

3 請求手続きについて（職員の実費額を算出する計算書について）

【問】旅行業者等を営む者等の発行する請求書又は領収書等の写しに職員1人当たりの実費額が明示されている場合でも職員の実費額を算出する計算書は必要でしょうか。

また、旅行業者等を営む者等の発行する請求書又は領収書等の写しに職員の実費額を算出する計算を加筆することで、計算書を省略してもよろしいでしょうか。

【答】前段について

不要です。

後段について

旅行業者等を営む者等の発行する請求書又は領収書等の写しに職員の実費額を算出した計算を加筆したものを校長が証明していれば差し支えありません。

（職員の実費額を旅行業者又は校長が確定することが必要）

補足 借上げたバス等について1人あたりの実費負担額が確認できない場合のバス代実費額の算出方法は、以下のとおりです。

例：職員3人（A、B、C）、生徒60人で借上げバス利用（借上げバス代100,000円）

$$\frac{100,000\text{円}}{(3\text{人}+60\text{人})} = 1,587.301\cdots\text{円/人}$$

借上げバス代 借り上げバスを利用する全ての人数

$$1,587.301\cdots\text{円} \rightarrow \frac{1,587\text{円}}{1\text{円未満切り捨て}}$$

$$100,000\text{円} - \frac{1,587\text{円} \times 63\text{人}}{99,981\text{円}} = 19\text{円}$$

19円を任意の職員に上乗せして実費額とします。

* 実費額 職員A 1,587円 + 19円 = 1,606円
職員B・C 1,587円

4 修学旅行等生徒引率の場合の宿泊地について

【問】修学旅行等の生徒引率用務で宿泊を伴う場合、引率という観点から言えば消灯するまで勤務が続くと思われませんが、宿泊先も用務先と捉えてよろしいでしょうか。

【答】生徒引率の場合、宿泊先での指導も用務のひとつとみなされますので、宿泊先も用務先となります。

なお、宿泊料については宿泊先の宿泊料の区分に応じて定額が支給されます。

ただし、宿泊先が公用の宿泊施設である場合は、教育委員会所管旅費取扱規程第8条第1項第2号の規定により、宿泊料の調整が必要です。

5 児童生徒引率の場合の急行料金の支給について

【問】学校行事等における児童生徒引率職員に対する旅費の支給については、「旅費条例第7条ただし書の規定により、現に児童生徒を引率して利用することとなる経路及び方法により計算する」こととなっているが、県内で50km未満の鉄道利用区間であっても特別急行列車を利用する場合は、特別急行料金を支給してよろしいか。

【答】修学旅行を含む学校行事等における児童生徒引率職員に対する急行料金の支給については、その行程上急行列車(特別急行列車及び新幹線を含む。)を利用する場合において、引率職員もその職務上急行列車に乗車せざるを得ないため、旅費条例第14条第2項及び旅費条例の運用について(平成22年4月23日付け青教職第75号通知)条例第14条関係第2項の規定にかかわらず、自由席急行料金(自由席特急券が設定されていない場合は、特定特急料金)を支給できます。(旅費条例第14条第4項の規定により、協議済み)

6 児童生徒引率の場合の宿泊料等

【問】宿泊料は、指定宿泊場所として実費額で支給するのでしょうか。また、宿泊場所までの交通費を支給してよろしいでしょうか。

【答】学校が手配したホテル等は、指定宿泊場所の取扱いではなく、地域区分に応じた定額の宿泊料を支給します。なお、学校が手配した公用(公設)の宿泊施設及び大会主催者からの宿泊場所指定の場合は、宿泊料を実費額に調整します。

また、引率業務における宿泊場所は用務先であるため、宿泊場所までの交通費を支給します。

7 児童生徒引率の場合の一日フリー乗車券

【問】路線バス利用で、一日フリー乗車券を利用する場合、このフリー乗車券代を旅費として支給してよろしいでしょうか。

【答】フリー乗車券実費額を旅費として支給します。なお、この場合の実費負担額の確認は、旅行者等が発行する精算請求明細書等に限るものではなく、時刻表等で確認できる場合も認められます。

8 障害者引率割引

【問】 障害者手帳を所持している児童生徒を引率する際に、運賃が割引になった場合は、割引後の額で支給するのでしょうか。

【答】 ●鉄道賃：条例により実費額支給でないため、割引は適用しません。
●バス運賃：条例により実費額支給であるため、割引後の額で支給します。

9 児童生徒引率の場合の高体連料金による宿泊料減額調整

【問】 運動競技大会引率等において、「高体連料金」による宿泊料の減額調整の申請については、申請どおり調整した金額で支給してよろしいでしょうか。

【答】 平成20年10月10日付け青教職第402号通知「青森県高等学校体育連盟が定める宿泊料の取扱いについて」及び同日付け事務連絡に基づき申請があった場合は、申請どおり減額調整の上支給します。

補足 宿泊料金は1泊2食料金とし、素泊まりや欠食による食卓料相当額の増額等は原則認められません。

【フリー乗車券】

首都圏週末フリー乗車券等の料金により鉄道賃を計算する場合

平成22年4月23日付け青教職第75号

(条例第14条関係第7項 別紙2)

- 1 JRの首都圏週末フリー乗車券又は北東北発仙台週末フリー乗車券（以下「フリー乗車券等」という。）の料金により鉄道賃等を計算する場合
- JRを利用する区間について、旅行期間が土日祝日の場合であって、次の要件をすべて満たす場合とする。
- ア 別表の出発駅からJR線又は私鉄線の利用を開始する（県内から出発する旅行にあつては、県内におけるJR駅又は私鉄駅を出発し別表の出発駅を経由する場合を含む。）ものであること
- イ 用務先までのJR線（東京モノレール及び東京臨海高速鉄道を含む。ウにおいて同じ。）の利用が、別添のフリーエリア内のJR駅で終了するものであること
- ウ 別表の帰着駅でJR線又は私鉄線の利用を終了する（県内に帰着する旅行にあつては、別表の帰着駅から引き続きJR線又は私鉄線に乗車する場合を含む。）ものであること
- エ 旅行期間がきっぷの有効期間内であること
- なお、別表に掲げる料金のほか、特急券に係る料金が支給されることに留意すること。

2 適用除外

次に掲げる場合には、当該鉄道賃等の計算は適用しない。

- (1) 旅行日程上、フリーエリア以外で途中下車する必要がある場合
- (2) フリー乗車券等を購入できない特別の事情がある場合（例：修学旅行児童生徒引率業務において、団体で列車を利用するために、フリー乗車券発売日より前に列車を予約する必要がある場合）

なお、上記(2)の場合には、旅行命令簿等の摘要欄にその旨を記載するものとする。

別表（旅行期間が土日祝日の場合に対象とするもの）

出発駅及び帰着駅	用務地	有効期間と料金（乗車券のみ）
津軽線 蟹田～青森間の各駅	東京フリーエリア	首都圏週末フリー乗車券 2日間有効 14,710円
奥羽線 弘前～青森間の各駅	仙台フリーエリア	北東北発仙台週末フリー乗車券 2日間有効 8,850円
五能線 五所川原～川部間の各駅		
八戸線 八戸～鮫間の各駅	東京フリーエリア	首都圏週末フリー乗車券 2日間有効 14,190円
	仙台フリーエリア	北東北発仙台週末フリー乗車券 2日間有効 7,200円
大湊線 大湊～野辺地間の各駅 青い森鉄道 野辺地～三沢間の各駅	東京フリーエリア	首都圏週末フリー乗車券 2日間有効 14,190円
	仙台フリーエリア	北東北発仙台週末フリー乗車券 2日間有効 8,230円
東北新幹線 七戸十和田駅	東京フリーエリア	首都圏週末フリー乗車券 2日間有効 14,190円
	仙台フリーエリア	北東北発仙台週末フリー乗車券 2日間有効 7,510円
東北新幹線 二戸駅	東京フリーエリア	首都圏週末フリー乗車券 2日間有効 13,680円
	仙台フリーエリア	北東北発仙台週末フリー乗車券 2日間有効 6,480円

※1 各フリーエリアの範囲については、別添の資料を参照してください。

※2 上記料金のほか、特急券に係る料金が支給されます。

※3 内であれば、出発駅と帰着駅が同じでなくても差し支えないものです。（例：青森→東京→弘前）

1 フリー乗車券の旅費

【問】 出発の駅が異なってもフリー乗車券の料金は同額で、どの駅を利用するかにより旅費総額が異なる場合は、どちらの旅費を支給することになりますか。

(例) 三沢市の学校に勤務する職員が、自宅から八戸駅までは私用自動車を使用し、八戸駅から乗車して東京へ出張した場合

(経済的な路程)	自宅～三沢駅	私用自動車	走行距離×25円/km
	三沢駅～東京駅	J R (首都圏週末フリー乗車券)	14,190円(+特別急行料金)
(実際の路程)	自宅～八戸駅	私用自動車	走行距離×25円
	八戸駅～東京駅	J R (首都圏週末フリー乗車券)	14,190円(+特別急行料金)

【答】 旅費は最も経済的な通常の経路で計算しますので、通常の経路が複数ある場合は最も経済的となる経路で計算することとなります。

設問の場合は、三沢駅～東京駅と八戸駅～東京駅のJ Rの運賃が同じ場合であり、自宅～三沢駅と自宅～八戸駅の車賃を比較して経済的な経路で旅行命令を行うこととなります。

ただし、鉄道の運行状況や旅費額等を総合的に勘案して旅費額が高い場合であっても、旅行命令権者が適当と認めた場合は、実際の路程に応じた旅行命令を行うこともあります。

2 北海道新幹線と首都圏週末フリー乗車券

【問】 週休日に職員が奥津軽いまべつ駅から東京駅まで新幹線で旅行するが、首都圏週末フリー乗車券適用区間は蟹田からであり奥津軽いまべつ駅は適用区間外であります。

しかし、運用では県内のフリー乗車券適用区間外の駅から出発する場合でも、区間内を経由する場合は区間内の駅まで普通列車等で乗り継ぎフリー乗車券を適用させることとしています。

今回、J R 東日本に確認したところ、フリー乗車券と奥津軽いまべつ駅からの新幹線特急券は併用できない(奥津軽いまべつ駅はJ R 北海道管轄のため)ことから、取扱いはどうなるのでしょうか。

*本人申請 自宅(バス)～奥津軽いまべつ駅(新幹線)～東京駅

① 乗車券：津軽浜名駅(職員住居最寄駅)～蟹田駅・・・普通列車運賃 500円×2=1,000円
蟹田駅～東京駅・・・フリー乗車券 14,710円

特急券：新青森駅～東京駅 7,200円×2=14,400円 (往復 30,110円)

② 乗車券：奥津軽いまべつ駅～新青森駅・・・新幹線乗車券 740円×2=1,480円
新青森駅～東京駅・・・フリー乗車券 14,710円

特急券：奥津軽いまべつ駅～新青森駅 1,310円×2=2,620円

新青森駅～東京駅 7,200円×2=14,400円 (往復 33,210円)

③ 乗車券：奥津軽いまべつ駅～東京駅・・・往復割引乗車券 9,490円×2=18,980円

特急券：奥津軽いまべつ駅～東京駅 8,510円×2=17,020円 (往復 36,000円)

【答】 ②により支給することが適当です。

(理由)

路程が100km以上であり新幹線が利用できる場合には、条例に基づき北海道新幹線の利用を認めるのが適当です。そのため、北海道新幹線(J R 北海道)の区間については首都圏週末フリー乗車券を利用できないとしてもやむを得ません。

一方で、東北新幹線(J R 東日本)の区間にあつては、原則どおりフリー乗車券を利用すべきものであるから、結局、本案により旅費を支給することが適当です。

なお、特急券が2枚となるに伴い奥津軽いまべつ駅～新青森駅(38.5km)の区間は100km未滿となります。一の特急券の区間が100km未滿の場合は特急料金は支給できないこととされていますが、本来は奥津軽いまべつ駅～東京駅まで1枚の特急券が利用できること、首都圏週末フリー乗車券を利用する都合上2枚の特急券となったことから、設問の場合は1枚の特急券が利用できる区間として奥津軽いまべつ駅からの新幹線利用を認めることとします。

【その他】

1 旅費条例に規定する「職員以外の者」の範囲

財務関係問答集 534

【問】旅費条例に規定する「職員以外の者」には、外国籍の者も含まれるでしょうか。

【答】外国籍の者も含まれます。

2 船賃の階級の決定

(参考) 財務会計問答集 555

【問】船賃の等級が4階級以上に分かれている場合の階級の決定は、どのようにしたらよいでしょうか。

(内国旅行の場合)

(例) 特等、1等A、1等B、2等A、2等B

【答】船賃の等級について、国土交通省の認可は特等、1等、2等の3階級に分けられております。設問の例をこれに当てはめると、特等、1等(1等A及び1等B)、2等(2等A及び2等B)の3階級となり、一般職の職員については、旅費条例第15条第1項第1号及び第2項の規定から、1等Aとなります。

3 旅費請求権の時効

財務関係問答集 586

【問】旅費請求権の時効は「他の法律に定め」がないものとして地方自治法第236条第1項の規定により5年と解してよいでしょうか。

また、時効の起算日は旅行命令の発せられた日と解してよいでしょうか。

【答】前段について

旅費の請求権は、公法上の金銭債権と解されますので、地方自治法第236条第1項の規定によりその時効は5年であると解されます。

後段について

債権の消滅時効は、債務の履行を求めることができることから進行するとされていますから、その前提として、その債権債務が確定されているということが必要です。旅費については、旅行期間の終了した日に確定されますので、当該旅行期間の終了した日から、5年で消滅するものと解されます。

4 航空賃の精算手続きについて(半券の紛失)

【問】航空機使用の旅行において、半券を紛失した場合はどのように精算すればいいのでしょうか。

【答】内国旅行の航空賃の精算手続きについては、平成22年4月23日付け青教職第75号「職員等の旅費に関する条例の運用について(通知)」条例第13条関係第1項により必ず搭乗券の半券等を添付することとしております。

これまで、搭乗券の半券を紛失した場合には、旅行会社が発行する領収書等をもって実費額を確認してきたところですが、航空会社によっては半券により航空賃の額が確定できず、また、インターネットのカード決済等により領収書も発行されない場合は確認が困難なため、旅行前にあらかじめ金額が記載されている搭乗券の写しを保管しておくこと等により対応をお願いします。

なお、修学旅行については、引率業務という旅行の性質上行程表により航空機の利用が明らかのため、半券の添付を不要とし、実費額は領収書により確認することとします。

5 航空賃に含める付加料金について

【問】航空賃には、次のものを含めてよろしいでしょうか。

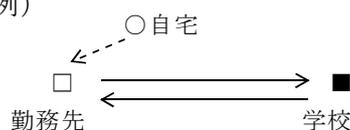
- ・航空保険特別料金
- ・燃油特別付加運賃
- ・旅客施設使用料（羽田空港、中部国際空港（セントレア）など）
- ・特別着陸料（伊丹空港）

【答】・航空保険特別料金……含める（平成 22 年 4 月 23 日付け青教職 75 号通知、条例第 16 条関係第 1 項）
・燃油特別付加運賃……含める（人事課に確認済み）
・旅客施設使用料……含める（羽田空港、中部国際空港（セントレア）、北九州空港）
・特別着陸料……含める（伊丹空港）（人事課に確認済み）

6 県職員以外の者にかかる旅費について（学校評議員、特別非常勤講師を含む。）

【問】県職員以外の他の官公署の職員に旅行依頼する場合は、官公署の住所に関係なく、その者の住所地から目的地までの往復の旅費を支給して差し支えないこととなっていますが、下記例のように、特別非常勤講師である医師が、勤務先の病院から常に学校に出向くような場合は、勤務先からの旅費を支給してよろしいでしょうか。

（例）



【答】県職員以外の者の旅費は、基本的には自宅～用務先間を支給することとなりますが、上記のような事例の場合は勤務先から学校までの分を支給して差し支えありません。

7 県職員以外の者の旅費計算方法について

【問】県職員以外の者が、用務先まで私用車で移動した場合は、私用自動車使用の計算方法となるのか。

【答】県職員以外の者については、基本的には交通機関利用による計算方法となります。

8 研修会等に出席するため、参加者でバスを借り上げた場合

【問】研修会等に出席するため、参加者でバスを借り上げた場合は、児童・生徒を引率する場合と同様に、1人当たりの実費額を支給してよいでしょうか。

【答】出張にあたっては、原則として公共交通機関利用の旅行命令を行うこととしており、生徒引率の場合を除き、参加者でバスを借り上げて出張するという旅行命令は行われないうこととなっています。

そのため、仮に参加者でバスを借り上げて出張したとしても、公共交通機関を利用した場合の計算方法によってください。ただし、県内の陸路区間をバス利用により旅行命令を行った場合の取扱いについては、現に当該区間を乗車していないことから、定額の車賃により計算します。

なお、研修会等の主催者側から用務先までの移動のための無料送迎バスが用意され、参加者がそれを利用する場合は、その区間は支給しないことが適当です。

【問】民間、各種団体等の主催する視察研修旅行等において、主催者が用意した借り上げバスにより旅行区間の一部を旅行する場合、当該バス借り上げ料に係る分担金をどのように取り扱うべきでしょうか。

【答】旅費条例第17条第1項ただし書の規定により、「公務上の必要により定額の車賃で旅行の実費を支弁することができない場合」に該当しますので、実費額を支給することができます。

10 公用車、私用自動車同乗、私用自動車の区別

【問】次に掲げる旅行手段は、公用車（交通費は支給せず、旅行雑費の算定距離には含める。）、私用自動車同乗（交通費は支給せず、旅行雑費の算定距離には含める。）、私用自動車のいずれの取扱いとなるでしょうか。

- ① 国及び市町村の公用車に同乗
- ② 用務先が準備した自動車に同乗で費用負担のないもの（社用車等）
- ③ 用務の会場（ホテル等）が所有するバス等に無料で乗車
- ④ 教育委員会における生徒引率のため借上げたバスに乗車し本人負担がない場合
- ⑤ 家族の私用自動車に同乗（また、家族の範囲は限定されるか。）
- ⑥ 旅行を命じられていない県職員の私用自動車に同乗
 - ・通勤途中の県職員
 - ・週休日等でその日は勤務していない職員
- ⑦ 県職員ではない知人の私用自動車に同乗
 - ・個人的な友人
 - ・親類
 - ・国や市町村職員
 - ・県費による旅行依頼を受けた一般人
 - ・用務先で知り合った人 など

【答】①～④については、旅行命令権者が命じた交通手段と認められるため、旅費の計算上公用車（交通費は支給せず、旅行雑費の算定距離には含める。）に準じて取り扱ってもよいものと考えます。

⑤～⑦については、いわゆる私用自動車の使用承認の基準を満たしておらず、旅行命令を発する際の交通手段として適切でない点でサービス上の問題があるものと思われることから、旅費を支給するべきではないものと考えます。

補足 ⑤～⑦の旅行命令は適切ではない。

参 考 (電話等で確認した事例を掲載しています。)

1 宿泊料

Q 1 指定された宿泊先を、私事都合でキャンセルし他のホテルに宿泊した場合の宿泊料は。

A 職員等の旅費に関する条例第5条第3項に「旅行命令等に従わないで旅行した時は、当該旅行者は、旅行命令等に従った限度の旅行に対する旅費のみの支給を受けることができる。」とあることから、所属長が旅行命令を変更しない場合は、当初の旅行命令による旅費を限度として精算することとなる。

Q 2 宿泊料に昼食代が含まれていて料金を分離できない場合は、全額支給してよいか。

A 昼食は県費で支給しないため、必ず分離してもらう。(書類がなければ聞き取りも可)

Q 3 国立オリンピック記念青少年総合センターに宿泊した職員の宿泊料を調整しようとしたところ、センターのHPに掲載されている宿泊料と、研修会開催要項に記載されている宿泊料が異なることが判明した。主催者にその誤差300円について確認したところ、研修会講師の宿泊料を研修会参加者の宿泊費に上乘せしたため誤差が生じたとのことだった。この場合、職員に支給する宿泊料は、センターHP掲載の宿泊料と開催要項に記載の宿泊料のどちらになるのか。

A 研修会講師の宿泊料分の300円については、職員の宿泊料ではないため、支給することはできない。よって国立オリンピック記念青少年総合センターHPに掲載されている宿泊料を支給する。

2 旅行命令と旅費精算

Q 1 青森～羽田～大分(往復航空機)の命令で、復路(移動日)が週休日のため私事都合で午後まで大分に滞在したところ、最終の羽田～青森便が欠航し東京で1泊することとなった。命令変更して旅行期間を1日増やすことはできるか。

A 週休日の場合移動時刻は任意のため、所属長の判断で命令変更は可。(勤務日であれば速やかに帰青すべき)

Q 2 命令：八戸の自宅～(私用自動車)三沢空港～羽田空港～米子
復路米子便が遅れたため羽田で1泊し翌日三沢便で帰宅した。

所属の命令変更：羽田からその日のうちに鉄道で帰宅できたとして旅行期間の延長は不要と判断

(復路)米子→羽田空港→(鉄道)八戸→(私用自動車)自宅

往路、三沢空港においた私用自動車を取りに戻る経路「米子→羽田空港→(鉄道)三沢→(バス)三沢空港→(私用自動車)自宅」は認められるか。

A 認められない。変更命令どおりに精算。

3 旅費計算

Q 1 航空チケットをマイルで購入した場合の航空賃の支給額は。

A 実費の負担がないことから0円。(マイルは円に換算しない。)

Q 2 「津軽フリーパス」を利用した場合の旅費の精算方法は。

※津軽フリーパス：フリーエリア内で列車とバスが乗り降り自由で2日間有効のパス
(2,060円)

A フリーパス料金では精算できないため、列車を定額支給としフリーパス料金に満たない場合は残額をバスの実費額と見なす。

(例)列車定額3,000円+路線バス500円分を乗車した場合・・・支給額3,000円

(2,060円のフリーパスで鉄道3,000円分を乗車したためバス運賃の負担は0円と見なすため)

列車定額1,000円＋路線バス300円分を乗車した場合・・・支給額1,300円
(2,060円のフリーパスを購入しているがバスの実費は通常路線バスの運賃を
上限とするため)
ただし、生徒引率の場合は、2,060円支給

4 生徒引率

Q 1 高体連等で、他校の借り上げたバスに便乗した場合、他校からの請求書でバス実費額を支給してよいか。

A 不可。

- ・他校が借り上げた際の旅行者等からの請求書の写し＋校長の証明 も不可。
- ・職員の実費負担がある場合は、公共交通機関を利用した場合の計算方法により支給する。
- ・公共交通機関利用で計算する際に、県内の新幹線利用については「職員等の旅費に関する条例の運用について」第14条関係第2項第2号で、旅行命令権者が必要と認める場合には支給できるとなっており、実際に新幹線には乗っておらず、また、新幹線を利用する必要性もないことから、在来線での計算が適当である。

Q 2 高体連料金：旧年度の料金、選手用の料金等で支給できるか。

A 領収書で確認できればOK。ただし1泊2食付きの料金以外は不可。

Q 3 修学旅行における船舶①

(船舶)宮島→グランドプリンスホテル広島前を、公共交通機関(料金1,800円)によらず、チャーター船(実費負担額1人2,300円)を利用した場合、実費を支給できるか。

A 不可。(修学旅行等引率旅費調整基準において、実費支給の規定があるのは車賃及び航空賃のみのため。)

職員の実費負担がある場合は、定期航路の船賃を支給する。(上記の場合1,800円支給)

Q 4 修学旅行における船舶②

「保津川下り」の乗船料金は支給できるか。また、支給できるとした場合、支給額は請求のあった団体割引料金としてよいか。

A 生徒引率用務である。時刻表で確認できる(水路である)。出発地と到着地が異なる。以上の理由により支給できる。

支給額は割引料金ではなく、定額の乗船料金を支給する。